

第2次東広島市公共施設等総合管理計画



令和3年3月
(令和4年12月改訂)



東広島市

目 次

序章 はじめに

1	公共施設等総合管理計画の見直しに当たって	1
2	公共施設等総合管理計画の性格	1
3	公共施設等総合管理計画の位置付け	2
4	対象とする公共施設等の範囲	3
5	普通財産の取扱い	4
6	これまでの取組みの総括	4

第1章 公共施設等を取り巻く現況及び将来の見通し

1	総人口や年代別人口についての今後の見通し	5
2	財政の状況	6
3	公共施設等の状況	8
4	公共施設等の維持管理、修繕、更新等に係る中長期的な経費の見込みや これらの経費に充当可能な財源の見込み等	13

第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1	計画期間	14
2	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	15
3	現状及び課題に関する基本認識	16
4	公共施設等の総合的な管理に関する基本的な考え方	17
5	P D C Aサイクルの推進方針	22
6	本計画の推進による効果（公共施設等の維持管理、修繕、更新等に係る 中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等）	23

第3章 施設グループごとの方針

1	産業施設	26
2	地域拠点	28
3	集会施設	29
4	住宅	30
5	斎場等	32
6	小学校	33
7	中学校	34
8	給食施設	35
9	幼稚園	36
10	保育施設	37
11	児童施設	38
12	図書館	40
13	研修施設	41
14	文化施設	45
15	スポーツ施設	47
16	交通関連施設	49
17	消防署	50
18	消防ポンプ格納庫	51
19	無線基地	52
20	医療施設	53
21	福祉施設	54
22	庁舎等	56
23	公園	58
24	上水道施設	60
25	下水道施設	62
26	道路	64
27	橋りょう	66
28	河川	67
29	港湾・漁港	68
30	その他の施設	70

序章 はじめに

1 公共施設等総合管理計画の見直しに当たって

全国各地で公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっている中、本市においても、老朽化した公共施設等の大規模改修や建替え及び更新に関する問題が表面化しています。

特に、本市を取り巻く社会経済情勢を踏まえると、今後も厳しい財政状況が続くことが予想され、一度に大量の公共施設等の改修や建替え及び更新を行うことが難しいこと、我が国全体で少子高齢化が進む中において、本市の人口増加にも伸び悩みが見受けられ、中心部から離れた地域では減少傾向にあることや、将来的には人口減少に伴い公共施設等の利用の減少が想定されることから、長期的な展望に基づいた上で公共施設等の利用需要を把握し、施設の更新及び統廃合、長寿命化等の推進により、適正な配置と財政負担の平準化を目指していく必要があります。

そのため、平成22年度に、本市が所有する全ての公共施設（建築物）の現況を把握するための調査を行い、平成25年度に、「東広島市の公共施設における現状と課題」及び「東広島市公共施設の適正配置に係る基本方針」を策定し、平成26年度には、「東広島市公共施設の適正配置に係る基本計画」を策定しました。

本計画は、この基本計画を基礎として、道路や橋りょうなど、市が所有するインフラ施設を加えて公共施設等全体について長期的な視点から検討を行い、次の世代に向けて持続可能な公共施設等の体系を構築するために必要な修正を加えて、平成28年度に再編したものです。

この度の第2次計画の策定は、これまでの取組みと情勢の変化を反映しつつ、不断の見直しを図ることにより、本計画を一層充実させるために実施するものです。

2 公共施設等総合管理計画の性格

本計画は、公共施設等全体を対象として、大きく建築物とインフラ施設に区分を行い、それぞれの視点から、持続可能な公共施設等の体系を構築していくための基本的な方向性を示します。

これは、建築物にはある程度の代替性があり、構造に変更を加えることや、機能の移転及び集約等により他の場所に配置することも可能であることから、社会経済情勢の変化に対応して、必要な公共サービスをどの場所で提供するのかといった適正配置が検討の柱の1つとなるのに対し、インフラ施設にはこうした機能の代替性がほとんどなく、長寿命化対策が基本になるためです。

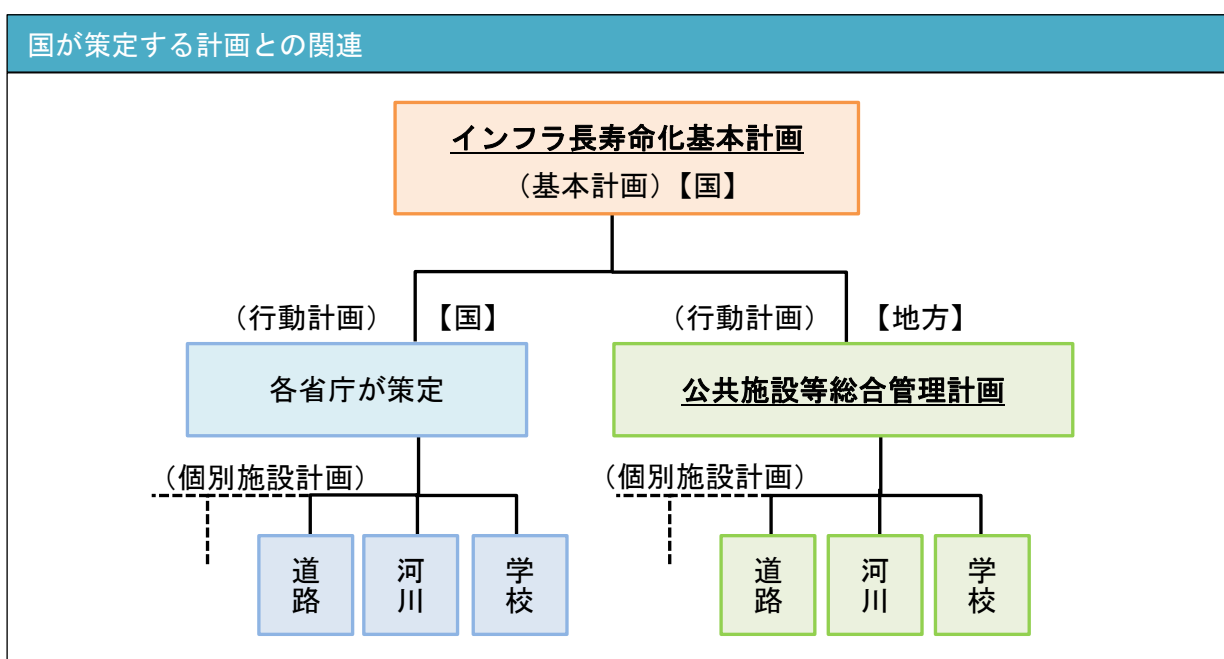
3 公共施設等総合管理計画の位置付け

(1) 国が策定する計画との関連

公共施設等総合管理計画については、平成26年4月22日付け及び平成30年2月27日付けの総務大臣通知において、全ての地方公共団体に対して、所有する公共施設等の全体の状況を把握し、現況及び将来の見通しを分析するとともに、これを踏まえた公共施設等の管理の基本的な方針を定める計画を策定するよう要請されています。

また、本計画は国からの要請に対応する「行動計画」に位置付けられますが、「個別施設計画」については、それぞれの施設を所管する所属において策定します。

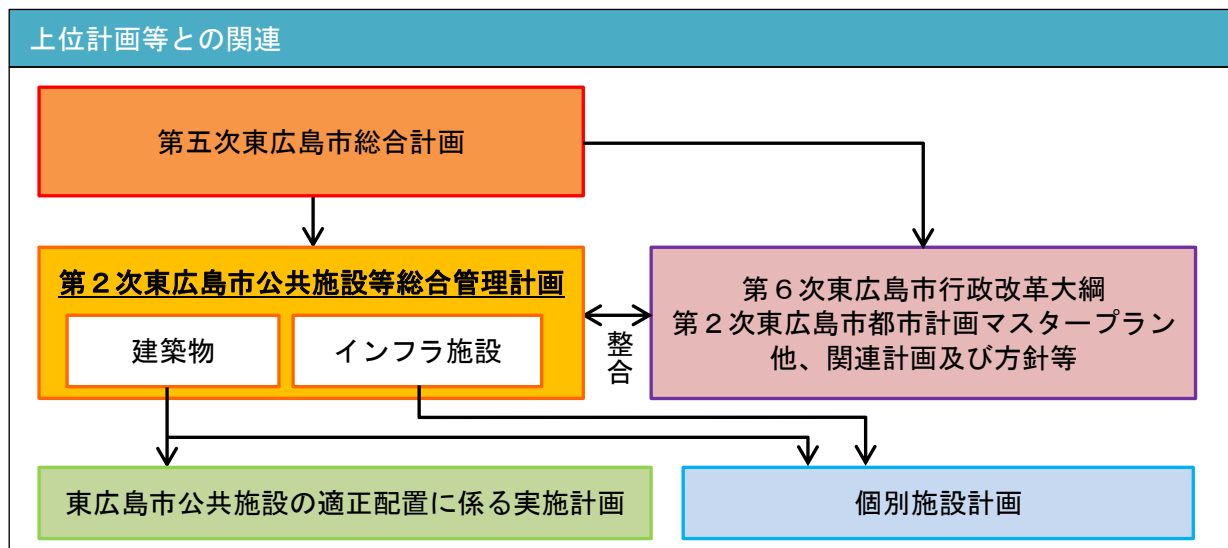
ただし、建築物については、代替性や機能移転が可能であるという特徴に着眼し、施設の分類や所管部署の違いを越えて、横断的に配置のあり方を検討する必要があることから、「東広島市公共施設の適正配置に係る実施計画」により、施設ごとの配置方針を定めます。



資料 総務省ホームページ

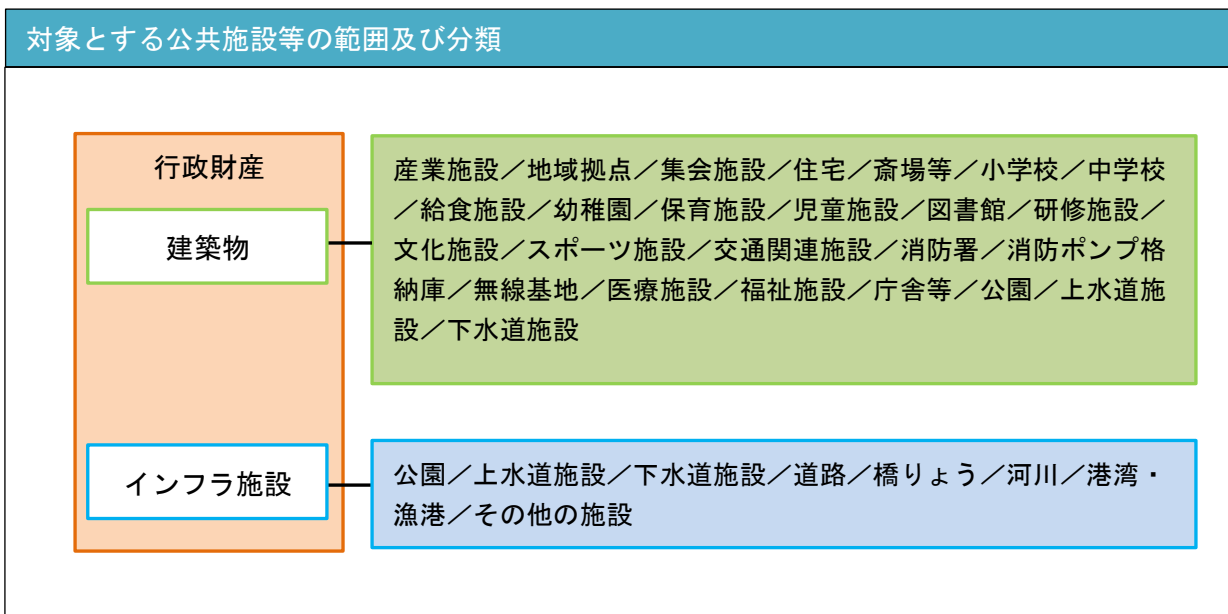
(2) 上位計画等との関連

本計画は、「第五次東広島市総合計画」を上位計画として、将来にわたって持続可能な行政運営を行うことにより、自立・安定的な財政基盤の確立を目指す「第6次行政改革大綱」及び都市づくりの基本的な方向性を示す「第2次東広島市都市計画マスタープラン」等、関連する計画や方針等との整合を図りながら策定するものです。



4 対象とする公共施設等の範囲

「公共施設等」には様々な施設がありますが、本計画は、公共施設等全体を対象としつつ、「行政財産として位置付けられている公共施設等」を中心として方針を定めます。

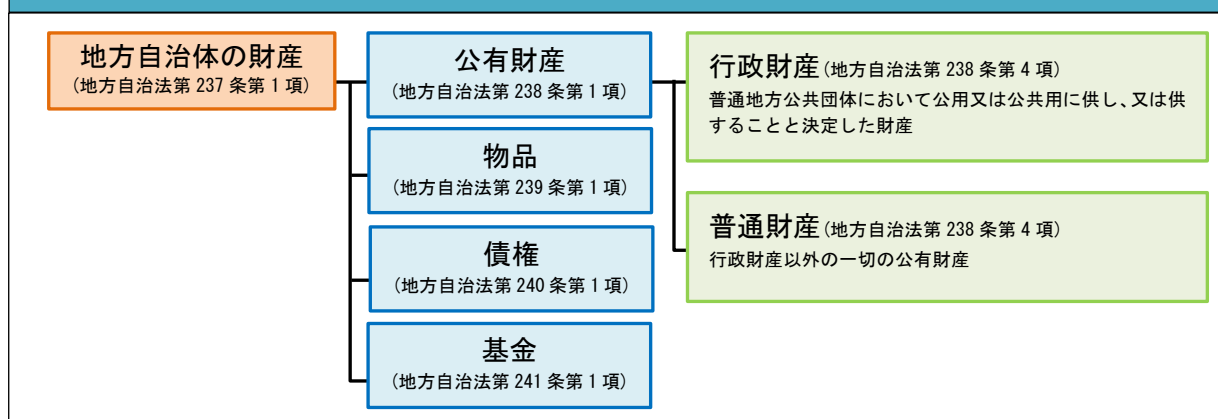


5 普通財産の取扱い

公共施設等は、公有財産の中で、直接に公の目的に供することとした「行政財産」と、それ以外の「普通財産」に分類されます（地方自治法第238条第3項及び第4項）が、本市において普通財産は、行政目的が無く原則として売却又は処分が可能な資産として位置付けられていることから、大規模改修や建替えを予定していないため、更新費用等の推計には含めません。

普通財産の利活用に当たっては、整備、修繕、維持管理、運営等に係る市の負担が生じないことを前提に、公共的活用を優先して検討していきます。

地方自治体の財産の内訳（参考）



6 これまでの取組みの総括

本計画は平成29年3月に策定し、建築物については延床面積の削減を、インフラ施設については長寿命化を、それぞれの中核的な目標として定めていました。

数値目標としては、本計画の前身である「東広島市公共施設の適正配置に係る基本計画」の基本目標を踏襲し、建築物について、平成22年度の調査時における総床面積57.1万㎡の10%を令和2年までに、同じく20%を令和12年までに削減することとしていました。これは、一般財団法人地域総合整備財団が提供する公共施設等更新費用試算ソフトにより推計した、今後40年間の更新費用の年平均額を、過去10年間の更新費用の年平均額と同等規模に抑えるためには、2割の削減が必要になるとの試算結果に基づくものです。

これまでの取組み結果としては、「東広島市公共施設の適正配置に係る基本計画」の策定年である平成27年から令和2年度までの期間に、約6%（3万7,199㎡）を削減できる見込みです。

定量的な数値目標と一貫した全体方針の下で取組みを進め、将来の維持管理費と更新費用を削減できた点で、一定の成果を得たと考えています。

令和2年までに10%の面積削減を実現するという数値目標は達成できなかった点については、地域住民や関係者との合意形成、関連事業との進捗調整、平成30年7月豪雨等の要因から、実施時期を遅らせた案件が多かったことが、最大の原因であると分析しています。

このほか、インフラ施設を中心に個別施設計画の策定が進んだことなど、施設の長寿命化と適正規模化を促進し、将来負担の抑制と平準化に寄与するなどの効果も得ましたが、第五次総合計画の策定により、新たな時代に対応する新規投資や、既存施設の予防保全と有効活用に一層注力していく必要があることから、目標設定のあり方そのものを抜本的に見直す必要があります。

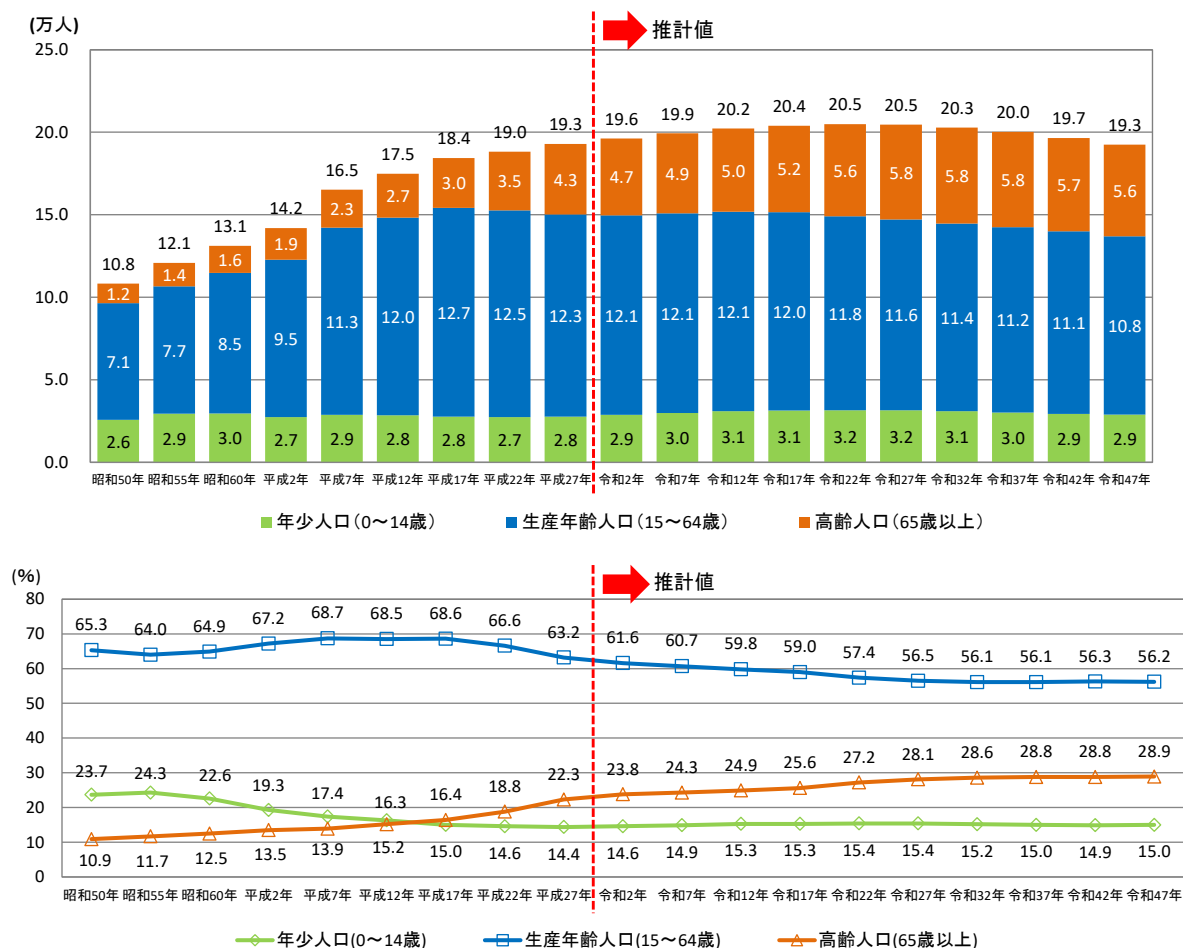
第1章 公共施設等を取り巻く現況及び将来の見通し

1 総人口や年代別人口についての今後の見通し

本市の人口は、国勢調査の結果によると、市制施行以来一貫して増加してきましたが、近年、その伸びは徐々に緩やかになりつつあります。第五次東広島市総合計画に基づく新たな施策の展開によるまちづくりへの効果等により、当面、増加基調で推移していくと考えられますが、我が国全体の人口減少が進む中で、本市の人口も将来的には減少に向かうと考えられます。

東広島市長期人口ビジョンにおける将来人口推計（目標推計）によると、本市における令和47年の人口は、平成27年の人口（192,907人）とほぼ同等ですが、少子高齢化の進行に伴い、65歳以上の高齢者の割合は増加すると予測しています。

人口の将来推計及び年齢3区分別人口の構成比



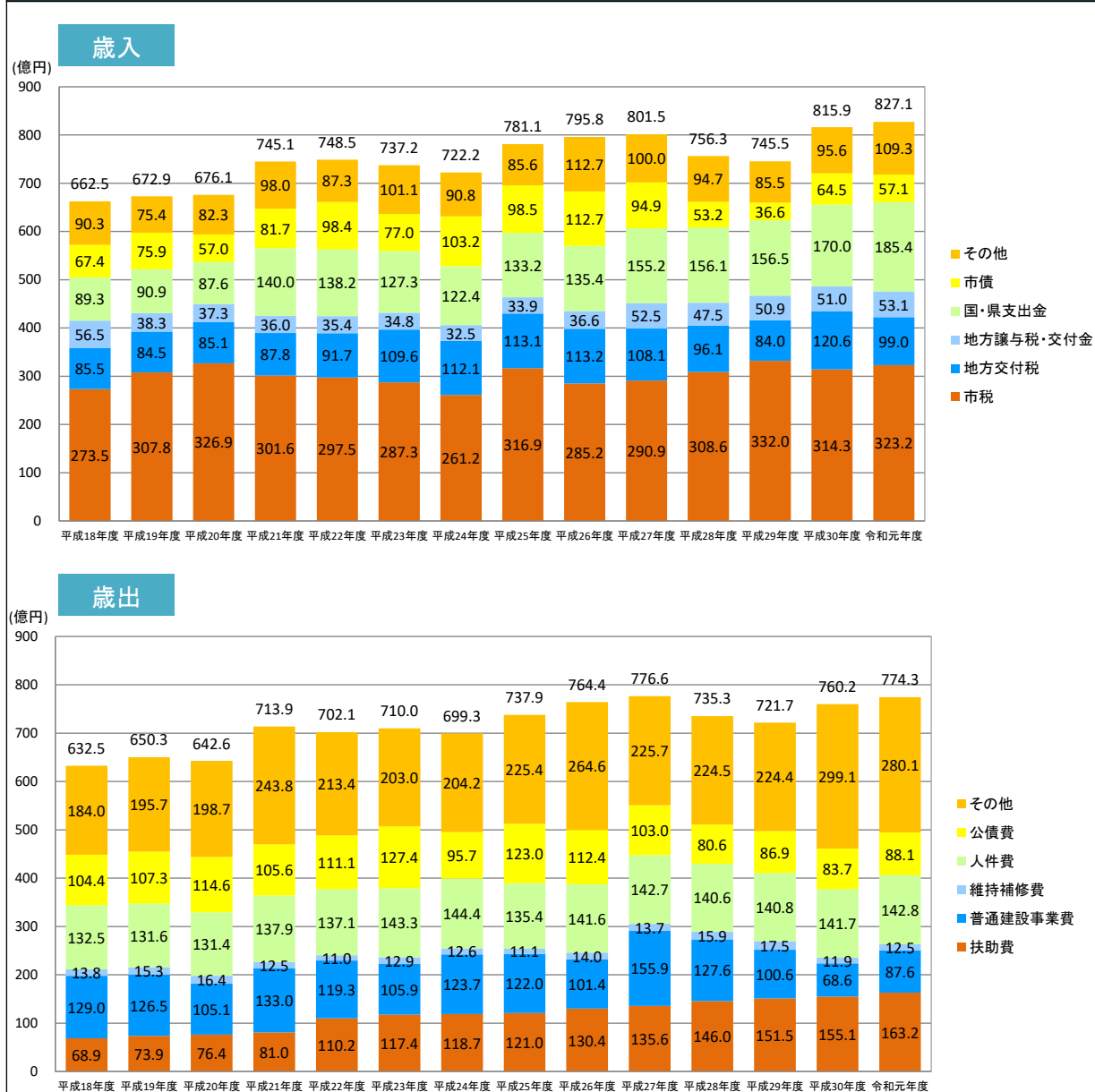
2 財政の状況

本市の財政状況は、これまで比較的堅調に推移してきましたが、海外経済の不透明性の高まりや新型コロナウイルス感染症の感染拡大により企業及び事業所の業績悪化を招く恐れがあるとともに、人口の伸び悩みにより税収の増加を見込めない状況にあり、経常的経費の増加等により硬直化へと向かうことが懸念されます。

歳入歳出決算額の推移からは、歳入面においては、増加傾向にあるものの、「国・県支出金」、「市債」、「地方交付税」など、本市の自主的な収入ではない依存財源に頼る面が大きく、歳出面においては、新たな公共施設等の整備を行うための「普通建設事業費」が総額として横ばいの傾向にあるのに対し、社会保障制度の一環として児童、高齢者、障害者、生活困窮者等に対して行う支援に充てられる「扶助費」が増加傾向にあります。

これらに加え、合併から15年が経過し、地方交付税の特例措置が終了したことにより、今後は一層厳しい状況となっていくことが予測されます。

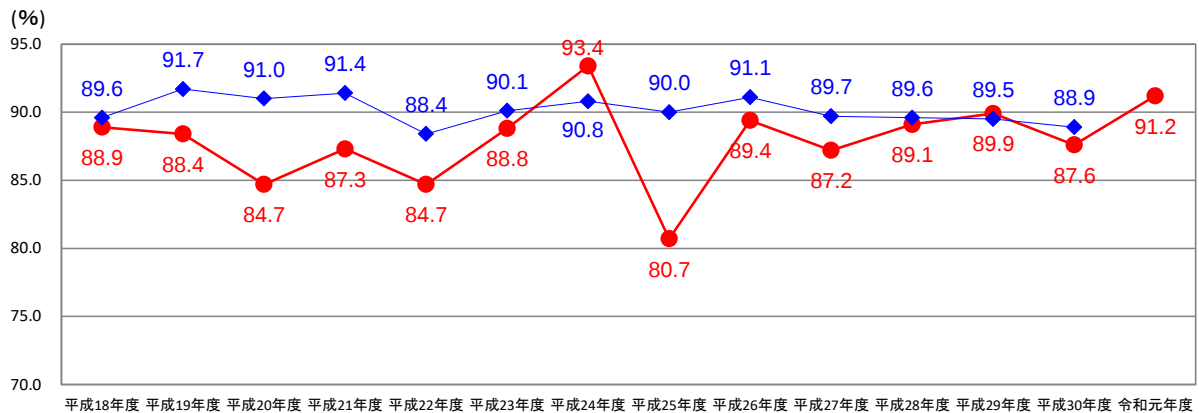
歳入歳出決算額の推移(普通会計決算)



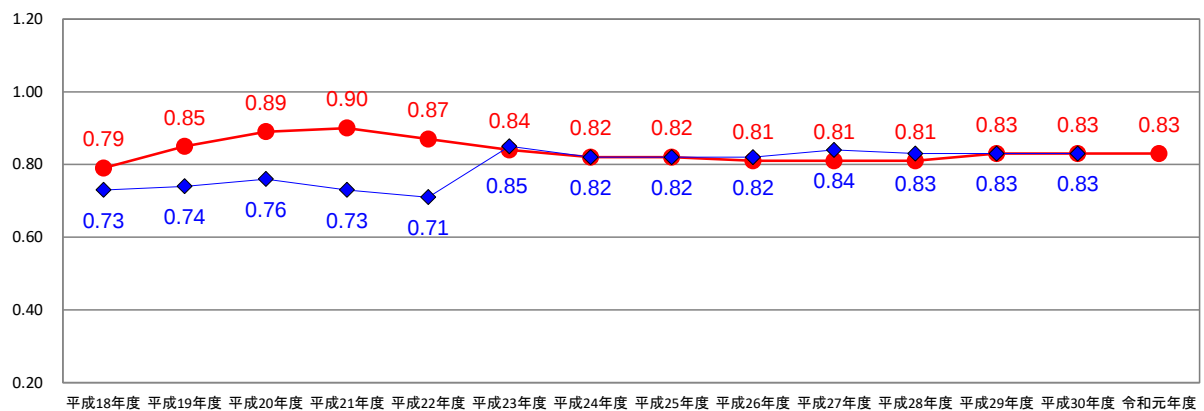
財政状況を示す指標の推移

(●東広島市 ◆類似団体の平均)

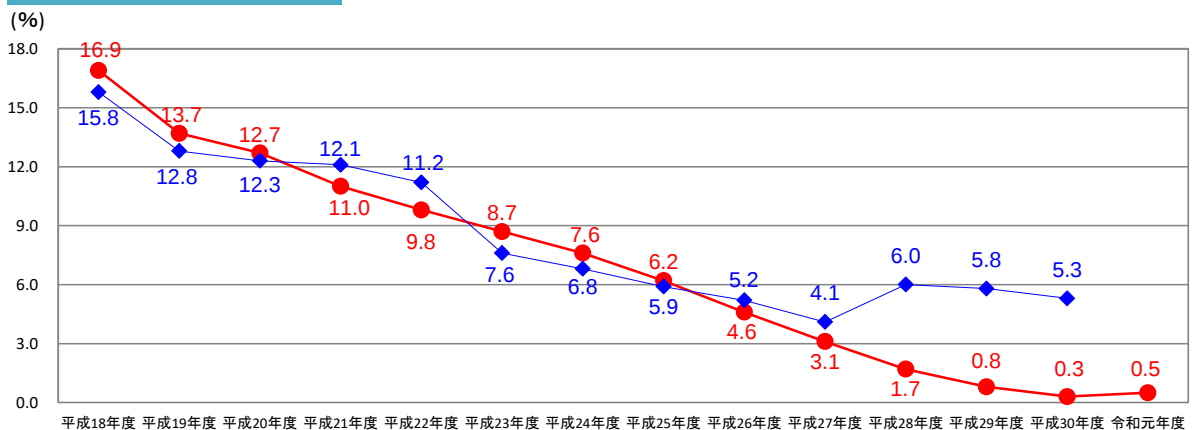
経常収支比率の推移



財政力指数の推移



実質公債費比率の推移



資料 財政課

¹ 経常収支比率・・・経常的経費に、経常一般財源収入がどの程度財源として使われたかを表したもの。この比率が高いほど、財政構造の硬直化が進んでいるとされる。

² 財政力指数・・・基準財政収入額を基準財政需要額で割った数値を、過去3か年ごとにし、これらを平均したもの。この数値が1に近くなればなるほど、その団体は財政に余裕があるとされる。

³ 実質公債費比率・・・地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。この比率が低いほど、財政状況が健全であるとされる。

3 公共施設等の状況

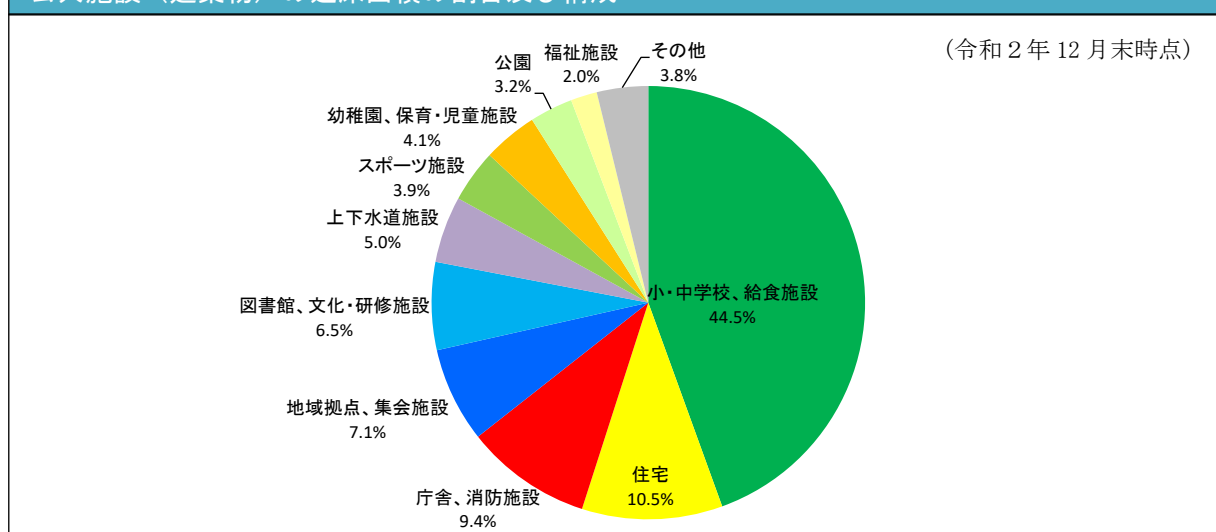
(1) 公共施設(建築物)の概要

本市の所有する公共施設(建築物)は、令和2年12月末の時点において、1,315棟で、総床面積は約58.5万㎡です(公営事業会計分を含む)。各施設はそれぞれの行政目的に応じて整備されていますが、平成17年における合併(東広島市と、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町、安芸津町)以前は市町によって立地基準が異なっていたこともあり、施設配置には地域ごとに偏りがみられるものもあります。

本市の公共施設(建築物)の中で、最も多くの面積割合を占めるのが学校教育系の施設(小・中学校及び給食施設)であり、住宅、行政系の施設(庁舎及び消防施設)がこれに続きます。

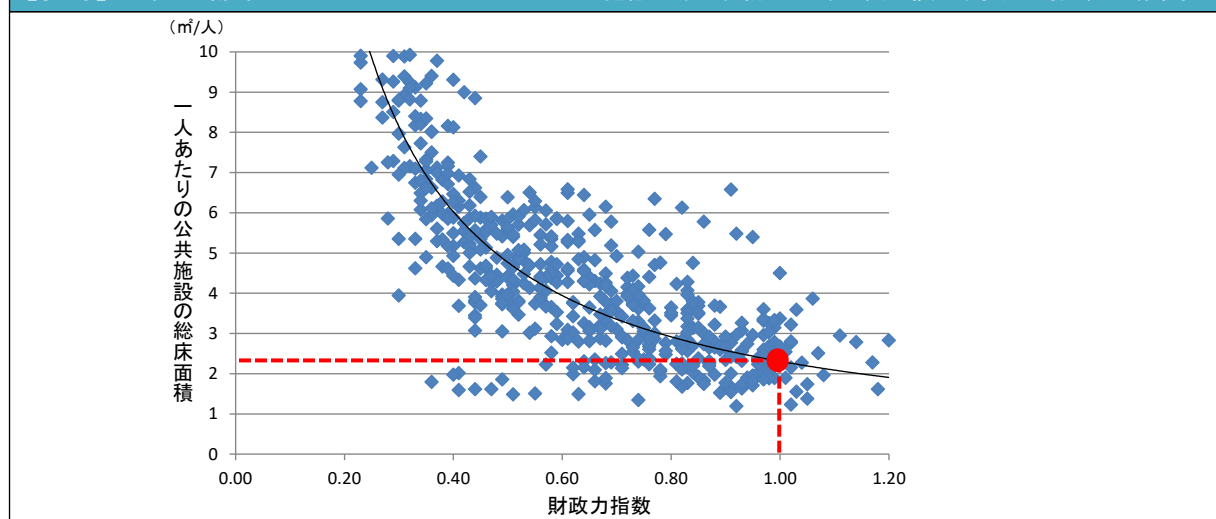
総務省が公表しているデータを元に、全国の都市を分析したところ、財政力指数が1に近づくにつれ、市民一人当たりの公共施設(建築物)の総床面積は、おおよそ2.3㎡に収束していく傾向が見られました。これは、自治体が自力で維持できる公共施設(建築物)の適正規模を検討する際に、一つの目安になると思われますが、本市の一人当たり面積は3.09㎡であり、大きく上回っている状況にあります。

公共施設(建築物)の延床面積の割合及び構成



資料 管財課

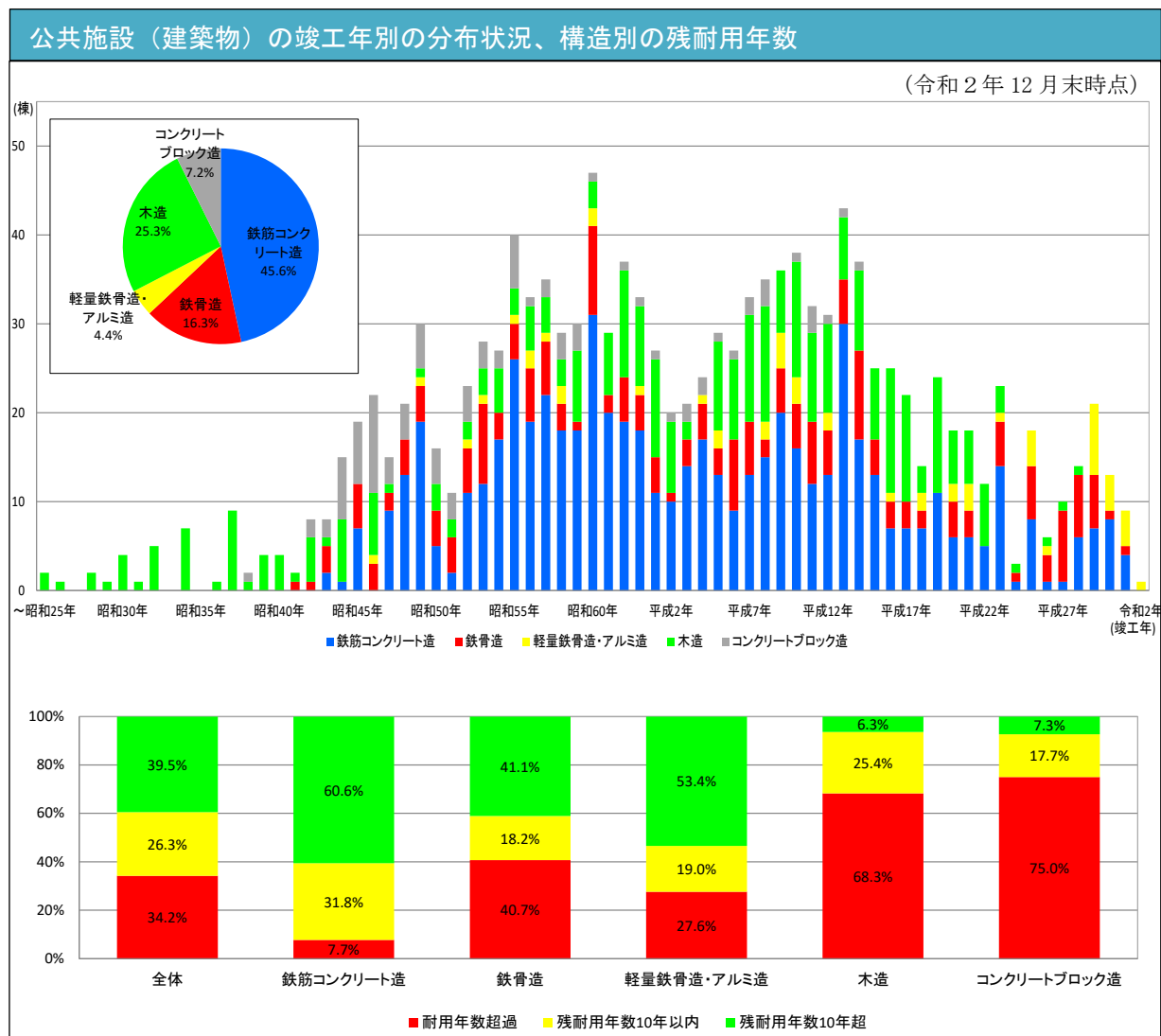
【参考】全国の都市における一人当たりの公共施設(建築物)の総床面積と財政力指数の相関



資料 管財課

(2) 公共施設(建築物)の竣工年別の分布状況、構造別の残耐用年数

本市の公共施設(建築物)の整備のピークは、昭和50年代後半からバブル経済期にかけてにあります。これらの経年劣化に伴い、今後、集中して更新時期を迎える施設が大量に発生します。また、現段階で総建築物数の34%以上が既に耐用年数を経過しており、10年後には60%以上が耐用年数を超えることとなります。



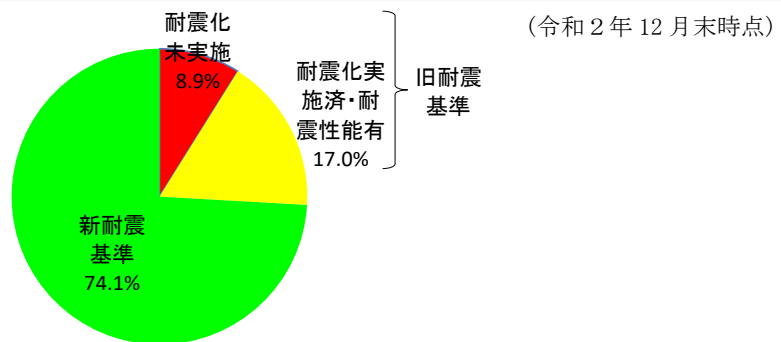
資料 管財課

(3) 公共施設(建築物)の耐震化の状況

建築物の耐震性能の有無については、昭和56年の建築基準法の改正に基づく新耐震基準に対応して整備された施設であるかどうか判断の1つの目安となります。

本市の公共施設(建築物)を面積ベースで集計すると、昭和56年以前に整備された施設が全体の25.9%、それより後に整備された施設が全体の74.1%となっており、学校施設や地域センター等を中心に耐震性の低い施設の耐震化を進めてきた結果、耐震性を有すると考えられる施設の割合は91.1%となっています。

公共施設（建築物）の耐震化の状況



資料 管財課

(4) インフラ施設の概況

令和元年度末の時点における、本市が所有する道路や橋りょう、上下水道施設などの主なインフラ施設は次のとおりです。

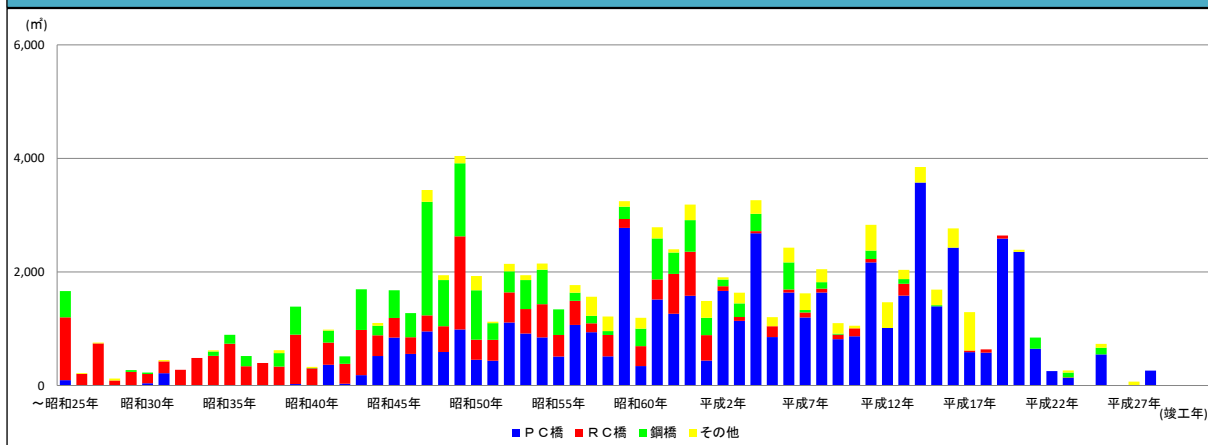
分類	項目	数量	単位
道路(一般道路)	路線数	4,540	本
	総延長	2,242,555	m
	面積	11,021,041	m ²
その他の道路(農道及び林道)	路線数	2,492	本
	総延長	559,208	m
橋りょう(一般道路)	橋りょう数	1,419	橋
	実延長	15,341	m
	面積	94,760	m ²
橋りょう(農道及び林道)	橋りょう数	56	橋
	実延長	1,175	m
	面積	7,721	m ²
トンネル(一般道路)	本数	2	本
	実延長	717	m
トンネル(農道)	本数	1	本
	実延長	205	m
河川(ポンプ場)	施設数	5	施設
公園(自然公園等を含む)	施設数	398	施設
港湾	施設数	67	施設
漁港	施設数	46	施設
上水道	管路総延長	1,323,852	m
下水道(産業団地污水处理施設、農業集落排水処理施設を含む)	管路総延長	654,794	m

資料 管財課

(5) インフラ施設の竣工年別の分布状況

本市が所有する主なインフラ施設のうち、橋りょう、上水道（管）、下水道（管）について、整備された延長及び面積の竣工年別の分布状況をみると、概ね、橋りょうは昭和40年代に、上水道（管）は昭和50年代の後半に、下水道（管）は平成一桁年代に整備のピークが存在しています。

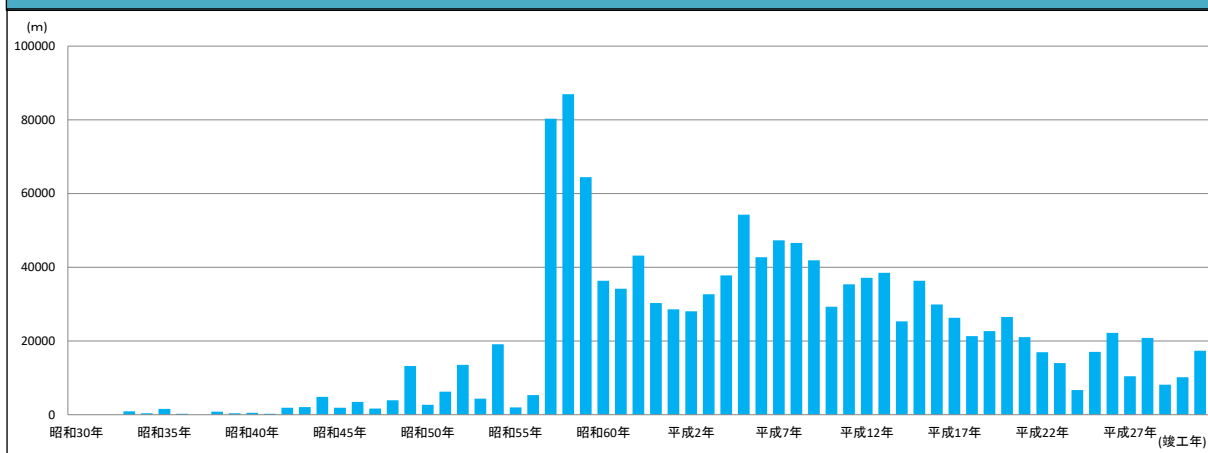
橋りょうの竣工年別の分布状況（面積）



※農道及び林道に分類される施設は含まない。

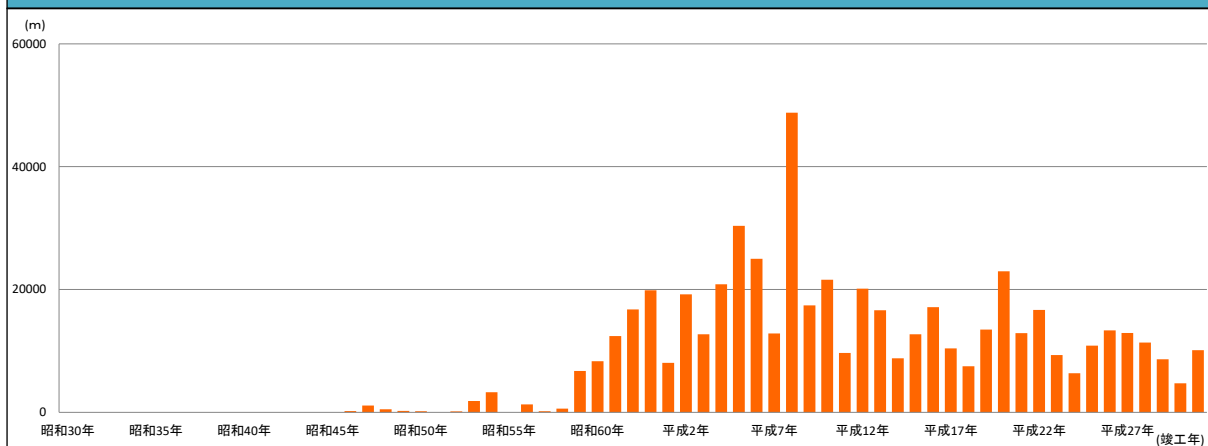
資料 管財課

上水道（管）の竣工年別の分布状況（延長）



資料 管財課

下水道（管）の竣工年別の分布状況（延長）



※産業団地汚水処理施設及び農業集落排水処理施設は含まない。

資料 管財課

(6) 公共施設等の利用状況

芸術文化ホールをはじめとする施設整備、東広島運動公園をはじめとする既存施設の拡張・機能強化、道路や下水道などのインフラ整備により、公共施設等の利用者数は増え続けています。しかし、将来的に人口は減少局面へと移行していくことが想定されるため、長期的な見通しを踏まえて公共施設等の最適化を推進していく必要があります。

施設保有量の推移

(単位：㎡)

	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
延床面積	570,162	565,877	571,965	567,498	562,660
うち行政財産	566,428	562,066	567,828	563,360	556,653

(令和4年3月改訂時追記)

維持補修費の推移

(単位：百万円)

	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
維持管理・修繕	1,594	1,754	1,190	1,251	1,478

(令和4年3月改訂時追記)

有形固定資産減価償却率の推移

(単位：%)

	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
有形固定資産 減価償却率	39.9	41.5	43.6	45.3	46.7

(令和4年3月改訂時追記)

4 公共施設等の維持管理、修繕、更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等

本市における公共施設等の維持管理、修繕、更新等に係る費用の推計は、全ての公共施設等を耐用年数経過時に単純更新した場合、30年間の平均で年間当たり約177.7億円、企業会計である上水道及び下水道を除いた普通会計分は、年間当たり約138億円となります。

この普通会計分の試算結果は、過去5年間の実績額（年間当たり約70.6億円）を大きく上回るだけでなく、普通建設事業費と維持補修費の過去5年間の平均である約122.4億円をも上回ることから、このままでは、新たな施設の整備を取りやめたとしても、既存の公共施設等を維持し更新することが困難になるということを示しています。

また、本市においては、健全な財政運営の実現のため、中長期的な財政見通しのもとに今後取り組むべき事業の選択と集中を図っているところですが、歳入面では、市税収入に直結する景気動向が不透明であること、歳出面でも、社会保障関係経費の増大への対応が必要であることから、公共施設等の維持や更新に充当可能な財源は厳しくなっていくと考えられます。

公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み
(耐用年数経過時に単純更新した場合)

単位：億円

		今後10年間の見込み	今後30年間の見込み	現在要している経費 (過去5年平均)
普通会計	建築物 (a)	1,066.6	2,208.4	30.9
	インフラ施設 (b)	643.4	1,930.0	39.8
	計 (a+b)	1,710.0	4,138.4	70.6
公営事業 会計	建築物 (c)	インフラ施設と一体的に集計		
	インフラ施設 (d)	416.6	1,193.6	12.1
	計 (c+d)	416.6	1,193.6	12.1
建築物計 (a+c)		1,066.6	2,208.4	30.9
インフラ施設計 (b+d)		1,060.0	3,123.6	51.9
合 計 (a+b+c+d)		2,126.6	5,332.1	82.8

※推計方法

建築物は、法定耐用年数で建て替えるものとし、法定耐用年数が40年以上のもののみ、30年目に大規模な事後修繕を行うと仮定して、いずれも一般財団法人地域総合整備財団が提供するソフトウェア（試算ソフト）の単価を乗じた。

道路の更新は、舗装の耐用年数を15年として、市道の総面積に更新単価（4,700円/㎡）を乗じ、毎年度、均一となる金額を計上した（試算ソフトの初期設定）。

橋りょう及び下水道は、個別施設計画等における推計を基に、更新費を計上した。

上水道のうち、管路については、耐用年数を40年（法定耐用年数）とし、個別施設計画等における更新単価（48千円～80千円/㎡）を乗じ、施設・設備等については、個別施設計画等における推計を基に、更新費を計上した。

その他のインフラ施設については、過去5年間の実績額の平均を毎年度計上した。

維持管理費については、個別の推計があるものを除き、建築物、インフラ施設のいずれも、過去5年間（下水道のみ過去4年間）の実績額の平均を毎年度計上した。

第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

～未来につながる持続可能な公共施設等をめざして～

公共施設等は、行政サービスの提供を通じて様々な場面で私たちの生活の豊かさや便利さを支えています。前章で示した様々な問題を考慮すると、全ての施設を維持していくことは困難な状況にあることから、長期的な視点をもって公共施設等の全体の状況を把握し、更新、統廃合、長寿命化を図るなど、将来のまちづくりに資するよう、総合的かつ計画的に管理していく必要があります。

本章では、そのための取組みに係る基本的な方針を示します。

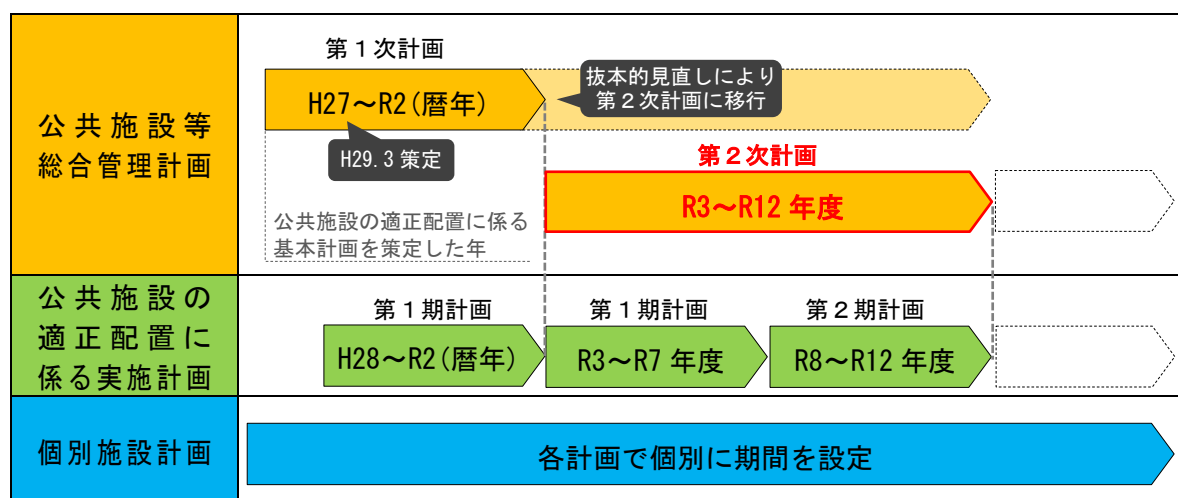
1 計画期間

本計画の前身となった、平成25年策定の「東広島市公共施設の適正配置に係る基本方針」は、基礎調査を実施した平成22年の時点を中心として、令和22年の姿を想定しつつ令和12年までを対象として目標を定めており、「東広島市公共施設の適正配置に係る基本計画」は、平成27年から令和12年までを計画期間として位置付けていました。

この基本計画に従い、一部の施設において既に公共施設（建築物）の適正配置に係る取組みを推進していることもあり、本計画の計画期間は基本計画と同様としていましたが、本市の各種事業は会計年度を基準として実施されており、進捗管理上も会計年度と合わせることが有利であるため、終期を年度末に変更し、第2次計画の計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

なお、本計画は、長期的な視点に基づき取組みを進めていく必要がありますが、これからの本市を取り巻く社会経済情勢は今後も大きく変化していくと想定されることから、様々な状況の変化に対応するため、見直しの時期をあらかじめ定めておくことが望ましいと考えられます。

そのため、計画期間中は5年ごとに内容の見直しを行うこととします。

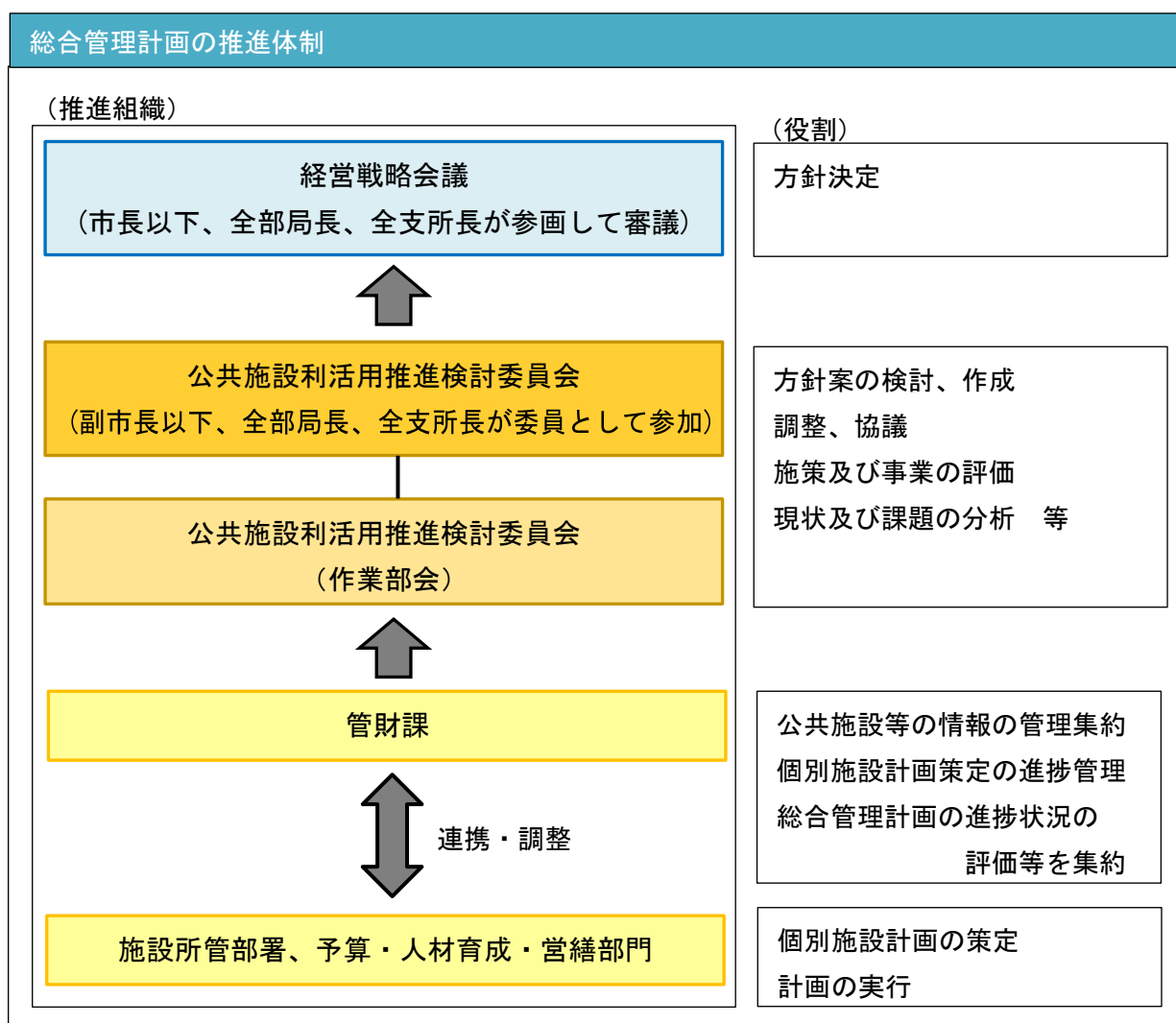


2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

これまで、公共施設等の管理はそれぞれの施設を所管する所属が行い、大規模な修繕等の履歴に関する情報を集積し、連携して活用することなどは行われてきませんでした。

本計画は、平成22年に設置した全部局が参加する公共施設利活用推進検討委員会で協議を行い、政策事項を協議する経営戦略会議での審議を経て策定したのですが、計画策定後の実施段階においても、より一層の情報の共有を図りつつ各施設間の調整を行っていく必要があることから、こうした全庁的な推進体制の下で引き続きインフラ施設を含む公共施設等の総合的な管理に取り組みます。

また、本市においては、施設全体が経営にとって最適な状態となることを目指すファシリティマネジメント⁴の観点から、公共施設（建築物）の適正配置に係る取組みを推進することとしており、これを可能とするために、固定資産台帳等との連携を含め、公共施設等に係る維持管理、修繕、更新等の情報を一元的に管理及び集約するデータベースの構築や、全職員及び担当職員を対象とした研修の実施、専門組織の設置を含めた取組体制の充実を図ります。



⁴ ファシリティマネジメント・・・企業、団体等が組織活動のために施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動。土地、建物、構造物、設備等の全てを経営にとって最適の状態にすること。

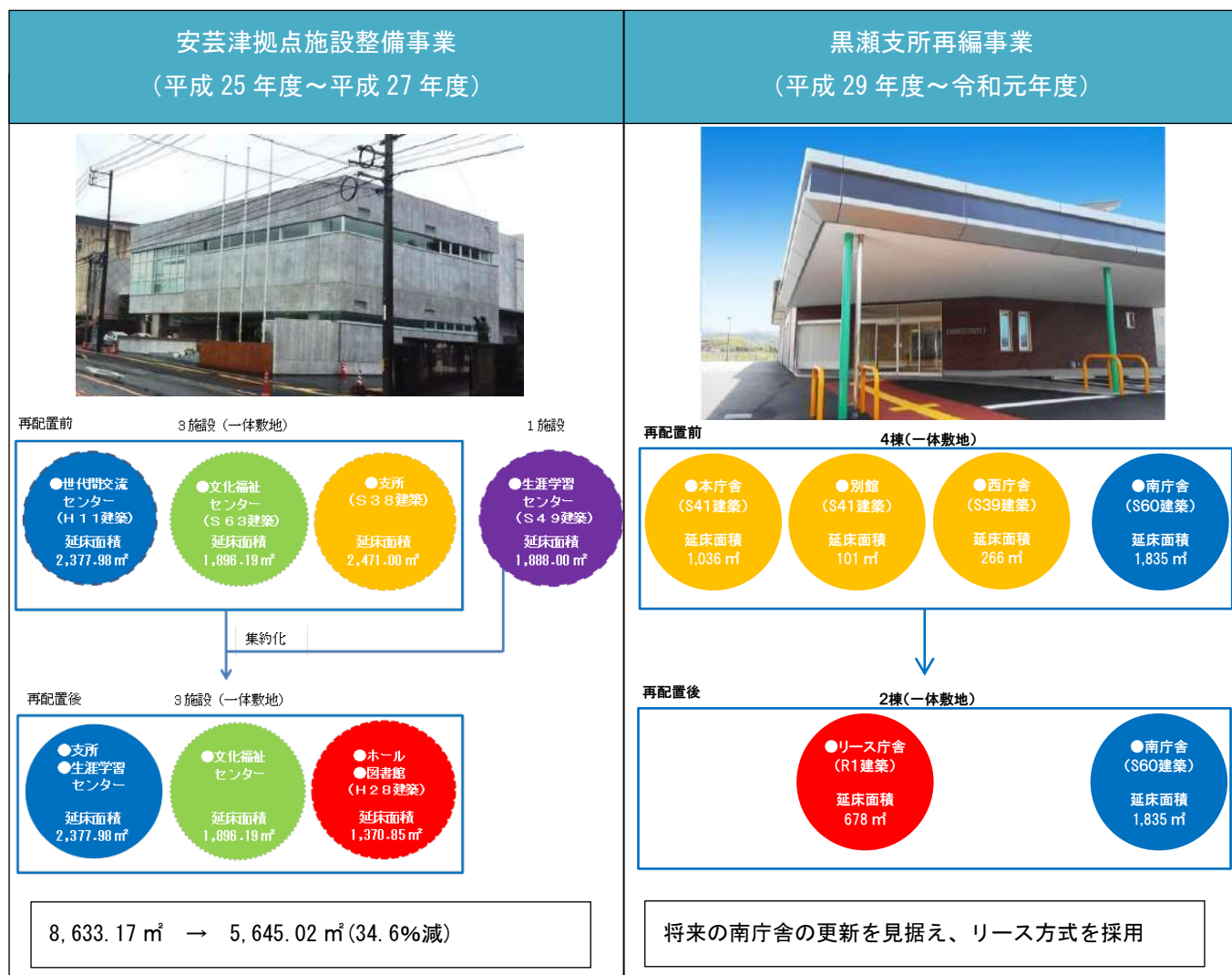
3 現状及び課題に関する基本認識

前章で指摘したとおり、本市の財政状況で全ての公共施設等を維持し、更新し続けることは困難です。また、老朽化や耐震性の問題などに対処せず、適切な維持管理が行われないまま使用を続けると、最悪の場合には崩壊等により重大な事故が発生する恐れがあります。

その一方で、本市の場合、都市計画道路や下水道等の都市の骨格となる施設の整備が十分でないことに加え、地域経済の活性化や活力の創出につながる施設、雨水排水対策や急傾斜地等の安全・安心にかかわる事業等も必要であり、新たな公共投資や施設の整備を全て取りやめることはできません。

こうした中、公共施設等を総合的に管理していくに当たっては、人口構成や住民ニーズの変化等を踏まえ、新たな整備、統廃合、更新、複合化、維持管理等、全体的な視点から公共施設等のマネジメントを行いつつ、可能な限り早い段階から、長寿命化により維持管理費用を抑制していくとともに、選択と集中により大規模修繕や建替えの必要な施設を減らしていく必要があります。

また、本市は平成17年2月に1市5町で合併したことから、それまで行政機能の中心であった現在の支所等に未利用の空間が生じているほか、機能が重複する施設や設置基準が異なる施設が存在しています。そのため、こうした施設の機能をできるだけ維持しつつ、地域の活性化や税負担の公平性の確保など、様々な観点から検討を行っていく必要があります。



4 公共施設等の総合的な管理に関する基本的な考え方

(1) 公共施設（建築物）に関する基本方針

将来の人口や年齢構成の変化等に伴い生じる公共施設（建築物）に対する需要や市民ニーズの変化に対応するために、ファシリティマネジメントの観点から公共施設（建築物）の適正配置と運営改善に取り組み、最小の費用で最大の効果を達成すべく、効率的な施設の保有及び維持管理を推進します。

そのため、次の3つを基本方針として、最適化と健全性の向上を図ります。

① 将来都市像の実現に向けた施設配置を ICT の進化を見据えて進める

総合計画に基づき、本市の成長と地域の活性化を図るため、必要な行政サービス水準を明確にし、情報通信技術の進歩を見据えた、施設の整備・統廃合等を進めます。

② 施設整備は、公・民・地域の役割分担と協力範囲を明確にした上で行う

必要性和コストの面から、市が直接携わるべき代替不能領域を明確にし、PFI も含めた最適な整備手法と保有形態を選択します。

③ 保有する施設は、ファシリティマネジメントを重視して運用する

余剰スペースを活用した歳入確保、管理運営に係る民間活力の導入、老朽度・利用状況・立地条件・実質的な機能に着目した計画的な予防保全・長寿命化・複合化など推進します。

(2) インフラ施設に関する基本方針

建築物には代替性があり、施設に求められる役割や市民ニーズの変化に対応して、異なる位置での建替えや、耐用年数が残されている場合には他の用途への転用も検討できることから、適正配置の取組みが可能です。インフラ施設には基本的に代替性がないことから、既存施設における維持管理費用や更新費用の抑制とともに、将来の負担となることを避けるために、今後の利用需要を適切に把握し、過剰な整備を行わないことが必要な視点となります。

そのため、インフラ施設については、次の3つを基本方針とし、健全性や安定性の確保を図りつつ、トータルコストの縮減や財政負担の平準化に取り組みます。

① 将来都市像の実現に向けた社会資本整備を計画的に進める

総合計画に基づき、都市計画における位置付け（誘導区域の設定等）と持続可能性を考慮した上で、インフラ施設の整備を進めます。

② 安全・安心に配慮し、施設の長寿命化を推進する

アセットマネジメント⁵の観点から長寿命化計画や方針を定め、維持管理にかかるトータルコストの縮減や事業費の平準化を図ります。

③ 優先順位を明確にした上で、施設の強靱化を行う

災害や事故による市民への影響の大きい施設を優先して長寿命化と耐震化を行います。

⁵ アセットマネジメント・・・公共施設等を資産として捉え、損傷・劣化等の状態を将来にわたって客観的に把握し評価することで、中長期的な視点から費用対効果の高い維持管理を行うための手法。

(3) 数値目標

普通会計において、令和3年度から令和12年度までの公共施設等の整備・修繕・改修・更新等に係る費用を1,530億円の範囲において最適化します。

今後10年間を集中的に予防保全に取り組むべき期間と位置付け、扶助費が増加しても、全体的な財政運営の中で、普通建設事業費及び維持補修費への充当額を可能な限り維持するよう努めて、既存施設の維持補修と大規模改修を推進する。

(4) 公共施設等の総合的な管理に関する実施方針

① 点検・診断等の実施方針

法定点検に加え、公共施設等の老朽化の状態を把握するために、定期的な診断や地域住民及び利用者の皆様からの通報等により、危険箇所を早期に発見し、劣化や損傷の有無等の把握に努めます。

点検や診断の結果について、情報の集積及び蓄積により共有化を図るとともに、本計画の見直しに反映させるなど、将来の維持管理、修繕、更新を含む老朽化対策に活用します。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

光熱水費や委託料等の見直しを含め、効率的な維持管理に取り組み、トータルコストの削減及び平準化を目指します。

長期継続的に保有していく公共施設等については、予防保全の観点から、点検・診断等の結果を活用し、不具合や故障が生じる以前に修繕を行うことにより、所定の機能を維持するよう努めるとともに、同時施工を心掛け、利用者への影響を最小限に抑制するよう努めます。

常に良好な状態を保つよう努め、特に、インフラ施設については、市民生活や安全性に支障をきたす事象が確認された場合は、速やかに補修します。

大規模改修や更新を行う際は、ライフサイクルコストの削減を図るため、長期にわたって維持管理が容易となるよう、構造や設備のほか、民間を含む新たな運営手法の導入等について検討します。また、建築物については、適正配置の方向性との整合が図られることを前提に、重要度や緊急度を考慮して行います。

維持管理・修繕・更新等の履歴を集積及び蓄積し、老朽化対策に活用するとともに、本計画の見直しに反映させます。

計画的な維持管理・修繕・更新等を行う財源を捻出するため、適正な受益者負担の見直しを行っていきます。

③ 安全確保の実施方針

地域住民及び利用者の皆様からの通報や、点検・診断の結果等により、公共施設等の状態を正確に把握し、必要な対策を適切な時期に効率的に実施していくことで安全確保を図ります。

高度の危険性が認められた公共施設等については、応急的な修繕を行うほか、利用中止及び危険防止柵の設置等の必要な措置を直ちに行います。

老朽化等により供用廃止され、今後も利用見込みのない公共施設等は、できるだけ速やかに除却します。

④ 耐震化の実施方針

耐震性能を有していない公共施設等については、更新時期を考慮した上で、利用者数、第三者被害の大きさ、災害時における必要性などを考慮して、優先順位の高い公共施設等から耐震化を進めます。

関連する法令・基準の改正等に留意し、適切に対応していきます。

⑤ 長寿命化の実施方針

長期継続的に保有していく公共施設等については、トータルコストの削減を図るために、予防保全の観点から維持管理に取り組み、個別施設計画に基づいた長寿命化対策を実施します。

⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針

ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人が利用し易い公共施設等となるよう、計画的に改修・更新を進めます。

⑦ 脱炭素化の推進方針

本市は、脱炭素社会実現のため、2050年二酸化炭素排出実質ゼロをめざし、「ゼロカーボンシティ」に挑戦することを宣言しました。民間事業者との共同出資により設立した地域新電力会社「東広島スマートエネルギー株式会社」や、市内から出たごみがエネルギーとして回収される資源循環型の「広島中央エコパーク発電所」へ電力の供給を切替えました。更に LED 照明等の省エネ性能に優れた機器、資材の導入による消費エネルギーの省力化などにより ZEB Oriented 相当以上を目指し、公共施設における脱炭素化を進めます。

⑧ 統合・廃止の推進方針

公共施設等の利用状況や耐用年数、公共サービスとして維持すべき機能や規模等の観点を踏まえ、配置と量の最適化を図っていきます。

特に、建築物については、「東広島市公共施設の適正配置に係る実施計画」に基づき、統廃合を推進するとともに、他の公共施設（建築物）との複合化や、民間施設の利用など、多様な整備手法を幅広く検討します。

インフラ施設については、市民生活に与える影響に留意するとともに、防災機能など、通常時の利用状況だけでは測定できない価値を見極めた上で、慎重に判断します。

⑨ 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

行政用途がなくなる等の理由により発生した未利用資産等は、コスト等を踏まえ、利用に供することができる期間を限度に、最大限有効活用していきます。

再活用が見込めない財産については、積極的に売却するとともに、貸付け等による活用を検討していきます。

⑩ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

施設所管部署が、相互に連携しつつ、本計画の内容を実行し、全部局が参加する公共施設利活用推進検討委員会において、本計画の進捗状況の管理、及び、今後のあり方に係る方針決定を行います。

また、地域住民、利用者団体、ボランティア、指定管理者、管理・点検等の委託業者等と連携を密にし、問題意識の共有と協力体制の構築に努めます。

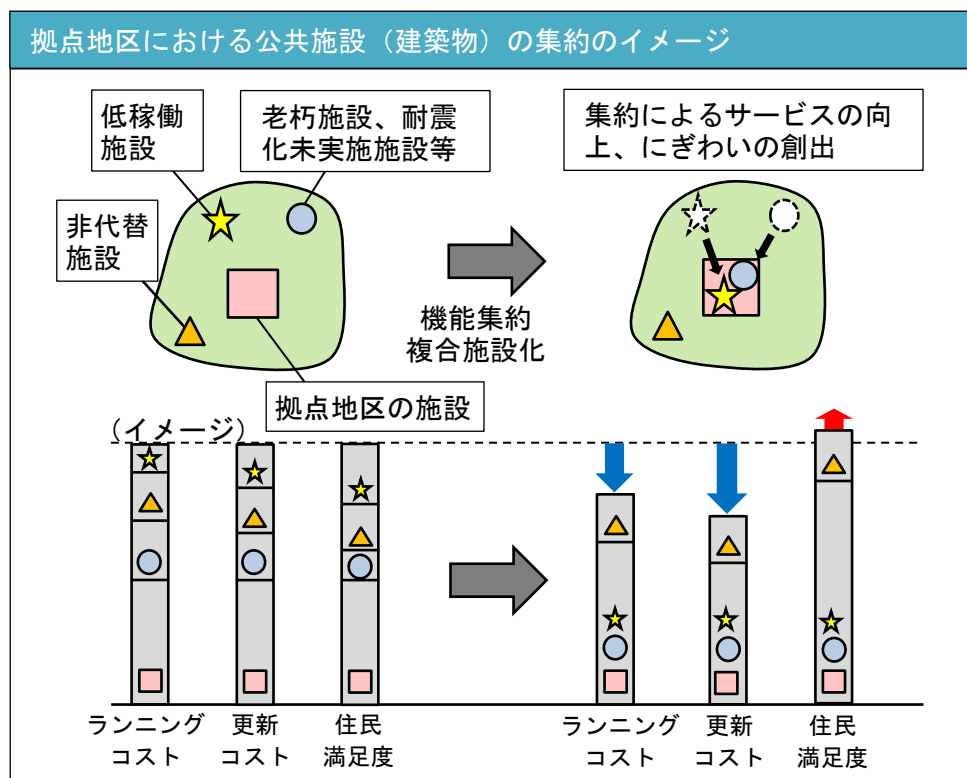
(5) 将来的なまちづくりの視点からの検討

本市の人口は、我が国全体で進む少子高齢化の影響を受け、長期的には徐々に減少の方向に向かうものと考えられます。

こうした中で、本市が引き続き都市としての成長を目指していくためには、市街地の無秩序な拡散を抑え、都市機能が集約されたコンパクトシティの形成に取り組むとともに、公共施設（建築物）が提供するサービスについても機能の集約を図り、質の向上を図っていく必要があります。

そのため、各地域の拠点地区に、施設の複合化を含めて公共サービスの集約を図るとともに、各地区に全ての機能を備えるフルセット型の施設配置を目指すのではなく、公共交通の充実等のソフト的な施策による補完も含め、地域間連携により機能を補い合うことで必要なサービスを提供できるよう取り組みます。

また、不要な投資や機能の重複を抑え、公共施設（建築物）が提供するサービスの平等性を担保するために、公共施設（建築物）の配置については原則として地理的な設置基準を設定し、施設によっては標準的な規模等の検討を行います。



公共施設（建築物）のサービス水準と設置規模の考え方

概ねの設置範囲	代表的な施設	イメージ	規模
全市、広域都市圏	くらら、道の駅	全市・広域	大
日常生活圏域・町	支所、出張所	町 町	中
自治協設立範囲	小学校、地域センター	自 自 自	小

※設置範囲が広くなるほど、施設の数はいくつか、対象となる市民の数が多くなるため、基本的に施設の規模は大きくなる。

(6) 公共サービス保全の優先度

全ての既存の公共施設等を市が継続して保有していくことは難しい、ということが総合管理に取り組む前提であり、どの公共サービスを優先的に保全していくのか、あらかじめ考え方や方向性を整理しておく必要があります。

そのため、インフラ関連施設、消防及び救急等の災害及び緊急時の対応施設、他に代替場所のない避難施設（広域避難場所）等、安全・安心にかかわる施設や、市民生活に欠くことのできない施設については優先的に保全を図ることとします。

(7) 圏域を超えた広域的な連携の検討

高度経済成長期に建設された公共施設等の老朽化がもたらす問題は、本市だけのものではなく、国及び県や他の自治体にとっても共通であり、今後の社会経済情勢を考慮すると、より広域的な視点から公共施設等の配置を検討していくことが必要です。

現在、本市においては上下水道、消防、廃棄物処理等において近隣の自治体と協力して事業を行っているところですが、今後は既存の施設の有効活用に加え、高度医療、大規模な運動施設、芸術・文化施設など、より広い分野でネットワークを形成し、必要な機能について検討を行うとともに、施設の相互利用、共同管理等について調整を行っていく必要があると考えられます。

(8) 民間活力の活用（PPP⁶／PFI⁷等）

今後、より厳しくなっていくと考えられる財政状況を踏まえ、公共施設等に対する市民ニーズの多様化に対応していくためには、公共施設等の整備及び施設が提供するサービスをより効率的かつ効果的なものとしていく必要があります。

本市においては、指定管理者制度を積極的に導入し、公共施設等の維持管理及び運営に民間企業や各種地域団体の協力をいただいているところですが、これらに加え、公共施設等の整備及び更新についても、民間の経営資源を積極的に活用していくことが必要です。

そのため、例えば、エスコ事業⁸の導入により光熱水費の削減を図りつつ老朽化した設備を更新することや、新たに施設の建設が必要となった場合にも、民営化やPFIによる施設整備、リース方式の採用で初期投資を抑えるといった様々な手法の中から、最適なものを選択できるよう検討を行います。

⁶ PPP・・・Public Private Partnership の略。行政部門と民間部門のパートナーシップ(協働)により、限られた資源の有効活用を図り、公共サービスの質的向上や社会的便益の向上の実現を目指すもの。

⁷ PFI・・・Private Finance Initiative の略。PPPで位置付けられる事業方式の中で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、公共が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスの提供を図る事業手法。

⁸ エスコ事業(ESCO事業)・・・Energy Service Company の略。顧客の光熱水費等の経費削減を行い、削減実績から対価を得る事業の手法。

(9) 固定資産台帳の活用

公共施設等の現状を把握するに当たり、これまでは各種台帳等で数量的に計上された数値を用いてきましたが、今後は、各公共施設等の整備費用だけでなく、老朽化の状況や、維持管理、修繕、更新等に係る中長期的な経費の見込みを含めてコストを分析し、限られた財源を効果的に配分していく必要があります。

そのため、統一的な基準による財務書類等の作成を行うために整備した固定資産台帳を活用することにより、公共施設等を資産価値の面から正しく把握し、施設別、事業別等の類型別の財務情報を多角的に分析することで、適切な資産管理を行うとともに、本計画を推進していく上でのマネジメント能力の向上につなげます。

(10) 市民協働の推進

公共施設等の総合管理は、地域の将来的なまちづくりのあり方にも影響する問題であり、施設の削減を含め、公共施設等が提供するサービスを全体としてより効果的かつ効率的なものとしていくためには、市民の皆様と問題意識を共有し、ともにこの問題の解決に取り組んでいく必要があります。

そのため、施設の性格によっては、地域団体が維持管理や運営を行う対象施設の拡大も視野に入れるとともに、インターネットや出前講座の機会を活用して積極的に情報の共有を図り、計画策定から実施に至る段階や、説明会等の様々な場面で意見を述べる機会を提供しながら取組みを進めます。

5 PDCAサイクルの推進方針

本計画を着実に推進するためには、公共施設等の状況を正確に把握するとともに、計画立案から事業の実施、事業の評価、改善策の検討といったPDCAサイクル⁹が機能することが必要です。

そのため、公共施設利活用推進検討委員会で進捗状況を管理しながら取組みを進めるとともに、5年ごとの見直し時期において、達成度等の評価を行い、その結果を踏まえて、本計画の見直しと充実を図ります。

評価結果や見直し方針については、議会への報告、ホームページでの公表やパブリックコメントの実施等により、幅広い意見の収集と丁寧な説明に努めます。

⁹ PDCA サイクル・・・計画の立案(Plan)、実施(Do)、結果の評価(Check)、改善(Action)という4つの段階を繰り返すことにより、継続的に事業を改善する手法。

6 本計画の推進による効果（公共施設等の維持管理、修繕、更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等）

本市における公共施設等の維持管理、修繕、更新等に係る費用は、本計画の推進により、今後10年間で約766.2億円、30年間で約1,529.9億円を減額できると見込まれます。

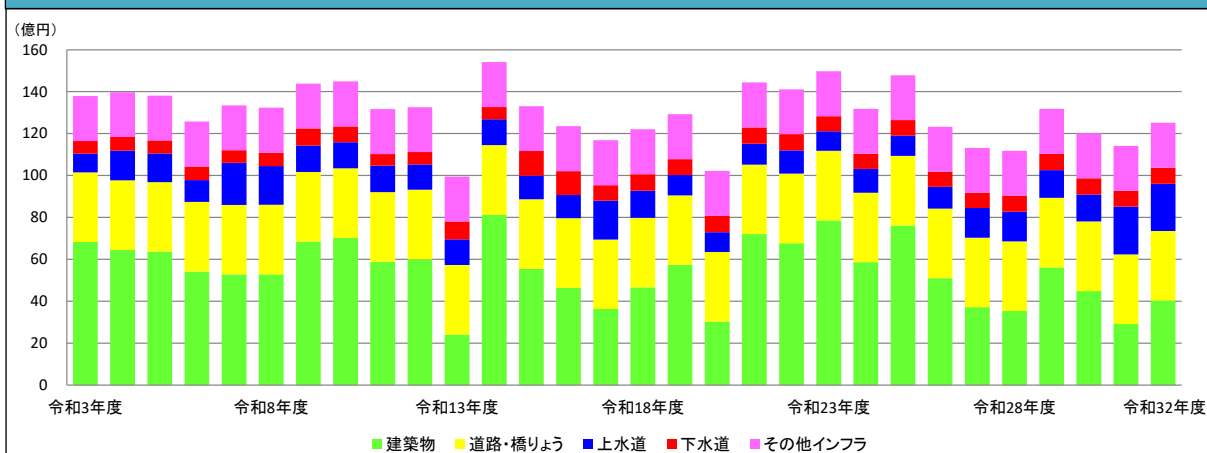
また、普通会計において、長寿命化対策の重点期間と位置付ける令和12年度までの10年間は、1,159.9億円と見込まれており、新規投資を加えても、数値目標である1,530億円以内で実施可能となります。

ただし、予算の平準化を図るため、計画の実施に当たっては、修繕時期の前倒しなどの進捗調整を行うことが必要になります。

本市の財政状況は、これまでの堅実な財政運営と絶え間ない行財政改革により、近年、比較的良好な状態で推移してきましたが、景気動向や地方税財政制度の動向など、歳入面の不透明性が払拭できないのに対し、歳出面においては、今後も確実に扶助費が増大すると見込まれること、少子高齢化対策やインフラ施設の強靱化など様々な課題に対応していく必要があります。

公共施設等の維持管理、修繕、更新等に係る財源を将来にわたって確保していくことは容易ではありませんが、健全経営を堅持しつつ、適切な施設更新を可能とするよう、粘り強く取り組んでいきます。

公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み



今後 10 年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み
(適正配置及び長寿命化対策を行った場合)

単位：億円

		維持管理 ・修繕①	改修②	更新等③	合計④ (①+②+③)	財源見込み	耐用年数経過時に 単純更新した場合 ⑤	長寿命化対策 等の効果額 (④－⑤)
普通会計	建築物(a)	54.4	523.5	36.1	614.0	国費 15%、 地方債 45%	1,066.6	▲ 452.6
	ｲﾝﾌﾗ施設(b)	155.0	135.9	255.0	545.9		643.4	▲ 97.4
	計 (a+b)	209.4	659.4	291.1	1,159.9		1,710.0	▲ 550.0
公営事業会計	建築物(c)	インフラ施設と一体的に集計						
	ｲﾝﾌﾗ施設(d)	23.0	0.0	177.4	200.4	【上水道】 地方債 10% 充当	416.6	▲ 216.2
	計 (c+d)	23.0	0.0	177.4	200.4	【下水道】 国費 50%、地方債 50%	416.6	▲ 216.2
建築物計 (a+c)		54.4	523.5	36.1	614.0		1,066.6	▲ 452.6
ｲﾝﾌﾗ施設計 (b+d)		178.0	135.9	432.4	746.4		1,060.0	▲ 313.6
合計 (a+b+c+d)		232.4	659.4	468.5	1,360.4		2,126.6	▲ 766.2

今後 30 年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み
(適正配置及び長寿命化対策を行った場合)

単位：億円

		維持管理・修繕①	改修②	更新等③	合計④ (①+②+③)	耐用年数経過時に 単純更新した場合 ⑤	長寿命化対策 等の効果額 (④-⑤)	現在要している経費 (過去5年平均)
普通会計	建築物(a)	154.9	790.6	693.8	1,639.3	2,208.4	▲ 569.1	30.9
	ｲﾝﾌﾗ施設(b)	465.0	311.7	768.1	1,544.8	1,930.0	▲ 385.2	39.8
	計 (a+b)	620.0	1,102.3	1,461.9	3,184.1	4,138.4	▲ 954.3	70.6
公営事業会計	建築物(c)	インフラ施設と一体的に集計						
	ｲﾝﾌﾗ施設(d)	69.0	0.0	549.0	618.0	1,193.6	▲ 575.6	12.1
	計 (c+d)	69.0	0.0	549.0	618.0	1,193.6	▲ 575.6	12.1
	建築物計 (a+c)	154.9	790.6	693.8	1,639.3	2,208.4	▲ 569.1	30.9
	ｲﾝﾌﾗ施設計 (b+d)	534.0	311.7	1,317.1	2,162.8	3,123.6	▲ 960.8	51.9
	合計 (a+b+c+d)	689.0	1,102.3	2,010.8	3,802.1	5,332.1	▲ 1,529.9	82.8

※推計方法

建築物は、個別施設計画における推計を基に更新費を計上し、それ以外の建築物は平均 60 年で建替えを行うと想定し、20 年目と 40 年目に、予防保全的な大規模改修を行うものとして、一般財団法人地域総合整備財団が提供するソフトウェア（試算ソフト）の単価を乗じた。

道路については、個別施設計画における推計を計上した。当該計画の対象外道路については、国土交通省が公表している大型車交通量と舗装損傷の相関グラフを参考とし、修繕段階をひび割れ率 40%未満とすること、及び、市道の大半は生活道としての機能が主たる用途であることを考慮して、道路改良工事等も含めて平均更新時期が 35 年になると想定し、当該計画の更新単価を乗じて、毎年度、均一となる金額を計上した。

橋りょう、上水道及び下水道は、個別施設計画における推計を基に、更新費を計上した。

その他のインフラ施設については、過去 5 年間の実績額の平均に、個別施設計画のあるインフラ施設の推計額と過去実績額の差に相当する部分の割合を加算して、毎年度計上した。

インフラ施設の維持管理費については、個別の推計があるものを除き、過去 5 年間の実績額の平均に、個別施設計画のあるインフラ施設の推計額と過去実績額の差に相当する部分の割合を加算して、毎年度計上し、インフラ施設に比べて予防保全への対応が遅れている建築物の維持管理費については、過去 5 年間の実績額の平均を 5 割増とした上で、適正配置による延床面積の削減効果を加味して積算した。

第3章 施設グループごとの方針

-
- 本章においては、本市に係る公共施設等を機能別のグループに分類し、施設の概要・役割・現状・将来的なニーズ等を整理し、今後の取り組みについて基本的な方向性を示しています。
 - 基本方針に掲げる3原則は、全施設グループの共通項目とします。
 - ＜建築物＞
 - ①将来都市像の実現に向けた施設配置をICTの進化を見据えて進める
 - ②施設整備は、公・民・地域の役割分担と協力範囲を明確にした上で行う
 - ③保有する施設は、ファシリティマネジメントを重視して運用する
 - ＜インフラ施設＞
 - ①将来都市像の実現に向けた社会資本整備を計画的に進める
 - ②安全・安心に配慮し、施設の長寿命化を推進する
 - ③優先順位を明確にした上で、施設の強靱化を行う
 - 施設グループごとに、東広島市公共施設に係る実施計画（以下、この章において「実施計画」という。）及び個別施設計画の対象を定めます。
 - 本章に記載のない施設及び事項については、本計画第2章のとおり扱うこととします。

1 産業施設

1 施設グループの概要及び配置状況

各施設は、次のとおり設置しています。

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
道の駅	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
直売所等	-	-	-	-	-	1	4	3	1	9
園芸センター	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1
福富ふれあい農園	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
有害獣処理加工施設	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1

2 施設の役割

道の駅は、道路の利用者に対し良好な休憩場所を提供し、地域情報の受信、発信等による地域間交流の促進及び農産物等の地元産品の販売による地域の活性化に寄与するとともに、市民の健康及び福祉の増進を図ることを目的とする施設です。

直売所等には、直売所、加工所、集出荷施設があり、農産物処理加工技術の向上並びに農業経営の安定及び合理化を図ることを目的としています。

園芸センターは、都市近郊型農業（園芸作物）の振興及び地域農業の活性化を図ることを目的とする施設です。

福富ふれあい農園は、市民に野菜等の栽培を通じて自然に触れ合う場を提供し、市民相互の交流を促進するとともに、農業の振興及び農業に対する理解を深めることを目的とした施設です。

有害獣処理加工施設は、農作物や農地等に対する被害を防止するため捕獲された動物の食肉としての活用を図るための施設です。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

道の駅は、地域情報の受発信及び地域間交流を目的としており、市域を超えた広域をサービス圏域としています。

直売所等は、地域雇用の創出や地域特産物の加工等を目的としており、概ね町単位をサービス圏域としています。

園芸センター、福富ふれあい農園及び有害獣処理加工施設は、全市的な農業振興施設として、市内全域をサービス圏域としています。

(2) 実施計画及び個別施設計画の対象

延床面積 50 ㎡以上の建築物を有する施設を実施計画の対象とし、延床面積 200 ㎡以上の建築物を個別施設計画の対象とします。

(3) 今後のニーズ

道の駅は、地域情報を受発信し地域資源を活用する施設であり、市民ニーズがあるものと考えられます。

直売所等については、特定地域において一定の市民ニーズがあります。

園芸センターについては、農業振興の観点から一定の行政ニーズがあり、食の安全に対する関心や農業従事者の増加によって今後も市民ニーズが増加すると考えられます。

有害獣処理加工施設は、有害獣による被害が増加している現状から、今後も市民ニーズが増加すると考えられます。

福富ふれあい農園は、当面は、利用者数が横ばいに推移すると予想されますが、人口減少地区にあること及び他の市民農園の存在から、長期的には、市民ニーズが緩やかに減少することが考えられます。

(4) 特記事項

なし。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

道の駅については、新たな施設を整備するとともに、既存施設の有効活用を図ります。

直売所については、既存施設の有効利用を図り、加工所及び集出荷施設については、利用実態を考慮し、地元団体等への譲渡又は廃止を図ります。

園芸センター及び有害獣処理加工施設は、現位置において、既存施設の有効活用を図ることとします。

福富ふれあい農園については、現位置において既存施設の有効活用を図りますが、更新はせず廃止します。

(2) 管理及び運営の方向性

道の駅、園芸センター及び有害獣処理加工施設については、予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

直売所等については、改修や整備は、施設機能を維持するために必要な範囲にとどめ、効果的・効率的な運営を図ります。

2 地域拠点

1 施設グループの概要及び配置状況

地域センターは、当該住民自治協議会の範囲における利便性の高い中心地区又は小学校と近接して設置しており、河内地域センター及び久芳地域センターは、支所と複合化しています。

地区拠点施設は、当該住民自治協議会の範囲における利便性の高い地区に設置しています。

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
地域センター	7	4	2	5	-	3	6	6	2	35
地区拠点施設	3	-	1	-	5	-	-	-	4	13

2 施設の役割

地域センターは、住民による地域づくりに関する活動の拠点を確保するとともに、市民協働のまちづくりの推進及び地域住民による自治の支援を図り、住みよい地域社会の形成に寄与することを目的とする施設です。

地区拠点施設は、事務室と会議スペースを備えた住民自治協議会の活動拠点です。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

地域センターは、貸館・生涯学習機能を備えかつ住民自治協議会の拠点であることから、主として住民自治協議会の範囲をサービス圏域としています。

地区拠点施設は、住民自治協議会の範囲をサービス圏域としています。

(2) 実施計画及び個別施設計画の対象

独立した建築物を有する全ての施設を実施計画の対象とし、延床面積 200 ㎡以上の建築物を個別施設計画の対象とします。

(3) 今後のニーズ

地域センター及び地区拠点施設については、住民自治協議会の活動拡充に伴い、市民ニーズが今後も増加していくと考えられますが、人口が減少している地区において過大規模となっている施設については、利用率の低下が考えられます。

(4) 特記事項

なし。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

まちづくりと地域共生社会づくりの拠点として、非保有手法も含めて、住民自治協議会の活動範囲に各1か所確保することを基本とします。

施設の機能又は規模に課題のある地区拠点施設については、学校施設等の既存施設を有効活用することで機能向上を図ります。

(2) 管理及び運営の方向性

地域センター及び地区拠点施設については、予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

3 集会施設

1 施設グループの概要及び配置状況

施設種別	区分	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
集会施設	地域集会所	21	17	2	5	7	4	2	12	6	76
	地域研修センター	-	-	-	-	-	1	1	-	-	2
	老人集会所等	1	-	-	-	1	-	-	3	-	5

2 施設の役割

集会施設には、地域集会所、地域研修センター、老人集会所等の施設があり、地域住民にコミュニティ活動やレクリエーション活動の場を提供し、住民相互の連帯意識の高揚と健康で文化的なコミュニティの建設とその発展に資することを目的として設置されています。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

地域コミュニティの範囲をサービス圏域としています。

(2) 実施計画及び個別施設計画の対象

独立した建築物を有する全ての施設を実施計画の対象とします。また、管理・使用している団体が主体となり、補助金を活用した維持管理を行っているため、個別施設計画は策定しません。

(3) 今後のニーズ

人口増加地域においてはコミュニティ活動の活性化に伴い市民ニーズが増加する一方、人口減少地域においては、利用率の低下により、市民ニーズが減少することが予想されますが、いずれにしてもサービス圏域が限定的であることから、市有の必要性は減少していくと考えられます。

(4) 特記事項

なし。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

原則として、地元への譲渡を進め、困難な場合は廃止します。

市有が必要な集会所等については、整備時の条件及び環境の変化等が生じた際に、譲渡、廃止等の検討を行います。

(2) 管理及び運営の方向性

改修や整備については、原則、施設機能を維持するために必要な範囲とし、効果的・効率的な運営を図ります。

4 住宅

1 施設グループの概要及び配置状況

各住宅は、次のとおり設置しています。

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
市営住宅	11	7	3	5	15	4	2	6	6	59
西条駅前地区再開発住宅	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
子育て世代向け賃貸住宅	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1

2 施設の役割

市営住宅は、公営住宅法等に基づき、市が建設、買取り又は借上げを行い、住宅に困窮する低額所得者等に賃貸し、又は転貸することを目的とする住宅及びその附帯施設です。

西条駅前地区再開発住宅は、土地区画整理事業等の円滑な推進を図るため、事業の施行に伴う住宅の困窮又は仮住居が必要になった者に対して、住宅等を賃貸することを目的して建設された施設です。

子育て世代向け賃貸住宅は、子育て世代に良質な賃貸住宅を提供することによって、良好な居住環境の確保及び活力ある世帯の定住の促進を図り、地域の活性化と福祉の増進に寄与することを目的とする施設です。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

各施設は、利用者に対する地理的な要件は無く、市内全域をサービス圏域としています。

(2) 実施計画及び個別施設計画の対象

独立した建築物を有する全ての施設を実施計画の対象とし、延床面積 200 m²以上の建築物を個別施設計画の対象とします。

(3) 今後のニーズ

市営住宅及び西条駅前地区再開発住宅については、利便性の高い西条地区・高屋地区及び八本松地区において、今後も市民ニーズが増加すると考えられますが、人口減少地域においては、市民ニーズが減少することも考えられます。

子育て世代向けの賃貸住宅については、これまでの利用実態から、市民ニーズの増加は見込まれないものと考えられます。

(4) 特記事項

「東広島市市営住宅ストック総合活用計画・長寿命化計画」に基づき、市営住宅等のストック（在戸数）を有効活用するとともに、長寿命化によるライフサイクルコストを縮減する取組みを計画的かつ効率的に進めています。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

既存ストックの長寿命化を進めつつ、市場の住宅ストックに大きな余剰が生じている現状を踏まえて、民間物件の借上げ等も含めたサービス量の確保を目指します。

市営住宅を統廃合する場合にあっては、市民ニーズ及び年齢別人口構成の変化等を踏まえ、災害の危険性が少なく、利便性の高い地区への集約や移行を推進します。

西条駅前地区再開発住宅及び子育て世代向け賃貸住宅については、長寿命化を図りつつ既存施設の有効活用を行います。同一用途での更新は行いません。

(2) 管理及び運営の方向性

予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

子育て世代向け賃貸住宅については、改修や整備は、施設機能を維持するために必要な範囲にとどめるとともに、全市的な住宅政策の中で、効果的・効率的な運営を図ります。

5 斎場等

1 施設グループの概要及び配置状況

火葬場については、市民の利便性を考慮し、ひがしひろしま聖苑を八本松町に設置し、その他を黒瀬町、豊栄町、河内町、安芸津町に設置しています。

墓園については、ひがしひろしま墓園を八本松町に設置し、この他、福富町と河内町に設置しています。

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
火葬場	-	1	-	-	1	-	1	1	1	5
墓園	-	1	-	-	-	1	-	4	-	6

2 施設の役割

火葬場は、市民に火葬、葬儀等を行うための便宜を供与し、併せて公衆衛生の向上を図ることを目的とする施設です。

墓園は、市民に墳墓を設置する場所等を提供することにより、市民の福祉及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする施設です。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

火葬場については、ひがしひろしま聖苑は概ね旧東広島市の範囲をサービス圏域とし、その他は概ね町単位をサービス圏域としています。

墓園については、市内全域をサービス圏域としています。

(2) 実施計画及び個別施設計画の対象

延床面積 50 m²以上の建築物を有する施設を実施計画の対象とし、延床面積 200 m²以上の建築物を個別施設計画の対象とします。

(3) 今後のニーズ

本市における年齢別の人口構造からすると、火葬件数は今後も増加すると考えられ、本市におけるピークは令和 22 年頃と見込んでいます。このため、火葬場及び墓園については市民ニーズが今後も増加すると考えられます。

(4) 特記事項

火葬場については、建替えが困難な施設であることから、火葬炉の耐久見込み年数を 75 年間とするよう延命化を図ることを検討しています。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

施設及び設備の老朽化、人口の推移、火葬件数のピーク等を踏まえ、当面は既存施設の計画的な有効活用を図ることとしますが、将来的には施設の集約化によって施設数の削減を目指します。

(2) 管理及び運営の方向性

予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、可能な限り施設と設備の長寿命化を図ります。

6 小学校

1 施設グループの概要及び配置状況

学校教育法及び東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則に基づき、次のとおり設置しています。

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
小学校	10	4	2	5	5	2	1	2	3	34

※もみじ小学校を除く

2 施設の役割

小学校は、学校教育法の定めるところにより、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする施設です。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

小学校のサービス圏域は、東広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則に定める小学校区としています。

(2) 実施計画及び個別施設計画の対象

独立した建築物を有する全ての施設を実施計画の対象とし、延床面積 200 ㎡以上の建築物を個別施設計画の対象とします。

(3) 今後のニーズ

小学校は、義務教育を適正規模で実施するために必要な施設です。人口増加地区においては、児童数の増加に伴い市民ニーズが増加し、状況に応じて、仮設校舎の設置や増築等の対応が必要になり、人口減少地区においては、児童数の減少に伴い、適正な規模となるよう統合や減築等の検討を行う必要があります。

(4) 特記事項

文部科学省の補助事業によって、平成 29 年度までは耐震化工事を優先的に実施していましたが、今後は、計画的に大規模改修工事を進めていく必要があります。

また、学校と地域が力を合わせて学校の運営に取り組むコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を推進しています。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

現在の配置を維持することを基本としつつ、将来的な児童数の推計及び通学距離等を踏まえ、教育上の観点から適正配置を図ります。

空き教室等を活用しての地域センター等の周辺施設の機能補完など、地域共生社会づくりの拠点としての役割も果たすことを目指します。

プールについては、既存のスポーツ施設や民営プールの活用可能性を検討します。

(2) 管理及び運営の方向性

予防保全の観点から、適切な維持管理及び大規模改修を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

7 中学校

1 施設グループの概要及び配置状況

学校教育法及び東広島市立小学校及び中学校通学区に関する規則に基づき、次のとおり設置しています。

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
中学校	4	2	1	2	1	1	1	1	1	14

※もみじ中学校を除く

2 施設の役割

中学校は、学校教育法の定めるところにより、小学校における教育基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする施設です。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

中学校のサービス圏域は、東広島市立小学校及び中学校通学区に関する規則に定める中学校区としています。

(2) 実施計画及び個別施設計画の対象

独立した建築物を有する全ての施設を実施計画の対象とし、延床面積 200 m²以上の建築物を個別施設計画の対象とします。

(3) 今後のニーズ

中学校は、義務教育を適正規模で実施するために必要な施設です。人口増加地区においては、生徒数の増加に伴い市民ニーズが増加し、状況に応じて、仮設校舎の設置や増築等の対応が必要になり、人口減少地区においては、生徒数の減少に伴い、適正な規模となるよう統合や減築等の検討を行う必要があります。

(4) 特記事項

文部科学省の補助事業によって、平成 28 年度までは耐震化工事を優先的に実施していましたが、今後は、計画的に大規模改修工事を進めていく必要があります

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

概ね町単位に 1 か所以上配置することを基本としつつ、少子化の動向等を踏まえ、将来的に生徒数に対して規模が過大となる施設については、適正規模化を進めます。

(2) 管理及び運営の方向性

予防保全の観点から、適切な維持管理及び大規模改修を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

8 給食施設

1 施設グループの概要及び配置状況

学校給食は、調理後2時間以内に喫食する必要があるため、調理時間及び各受配校の給食開始時間を勘案し、小学校は40分以内、中学校は50分以内に配送できるように設置しています。

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
給食センター	2	-	-	-	-	1	-	-	1	4

2 施設の役割

給食施設は、小学校、中学校の学校給食のため、その調理等の業務を処理する施設として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき設置された施設です。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

給食センターは、給食を受配する学校のある範囲をサービス圏域としています。

(2) 実施計画及び個別施設計画の対象

独立した建築物を有する全ての施設を実施計画の対象とし、延床面積 200 m²以上の建築物を個別施設計画の対象とします。

(3) 今後のニーズ

給食センターは、栄養バランスのとれた安全・安心な学校給食を提供する施設であり、今後も継続して提供していくべきものと考えられます。

(4) 特記事項

なし。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

配食数の推移や今後の動向を踏まえ、効率的なサービスの提供が可能となるように再編した現在の配置を維持します。

(2) 管理及び運営の方向性

予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

直営の施設については、調理業務の民間委託を進め、効果的・効率的な運営を図ることとします。

9 幼稚園

1 施設グループの概要及び配置状況

幼稚園については、市民の需要と利便性を考慮し、西条町及び八本松町に設置しています。

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
幼稚園	1	1	-	-	-	-	-	-	-	2

2 施設の役割

幼稚園は、学校教育法に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設です。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

幼稚園には、施設が設置された地域外からも幼児が通園しており、市内全域をサービス圏域としています。

(2) 実施計画及び個別施設計画の対象

独立した建築物を有する全ての施設を実施計画の対象とし、延床面積 200 m²以上の建築物を個別施設計画の対象とします。

(3) 今後のニーズ

幼児数は減少傾向にあり、各施設とも定員数に満たない状況が続いていますが、今後も市民ニーズは継続していくと考えられます。

(4) 特記事項

なし。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

施設の老朽化の程度や民間施設の動向も踏まえ、原則として、認定こども園に移行する方向で進めていきます。

(2) 管理及び運営の方向性

機能を維持するために必要な修繕を実施し、施設の長寿命化を図ることとしますが、大規模改修については、認定こども園への移行等の進捗を踏まえた上で方針を決定します。

認定こども園への移行に伴い、民営化等の検討も踏まえ、効果的・効率的な運営を図ります。

10 保育施設

1 施設グループの概要及び配置状況

保育施設（保育所及び認定こども園）は次のとおり設置しています。なお、板城西保育所は、板城西小学校内に設置しています。

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
保育所	5	5	1	4	5	-	-	1	3	24
認定こども園	-	-	-	-	-	2	1	-	-	3

2 施設の役割

保育施設は、児童福祉法に基づき、保護者が仕事や疾病などのために家庭で児童の保育をすることができない場合に、保護者に代わって児童を保育することを目的とする通所施設です。

3 現 状

（1）施設のサービス圏域

保育施設については、施設を設置している町内の利用者が多いですが、地域外からの通所者もいることから、市域全体をサービス圏域としています。

（2）実施計画及び個別施設計画の対象

独立した建築物を有する全ての施設を実施計画の対象とし、延床面積 200 m²以上の建築物を個別施設計画の対象とします。

（3）今後のニーズ

市内には、保育ニーズが増加している地区と減少している地区があることから、将来的な保育ニーズの推移を踏まえ、それぞれ適切な定員を確保していく必要があります。

（4）特記事項

将来的な保育ニーズの推移を踏まえ、全市的・長期的な視点に立って保育施設の配置等を示す「保育所等配置基本計画」を策定しました（計画期間：令和3～12年度）。

4 今後の方針

（1）基本的な配置の方向性

概ね町単位に1か所以上配置することを基本とし、老朽化の状況と長期的な保育ニーズに基づき、民間施設等の立地状況を勘案しつつ、民営化も含めた適切な施設配置を推進します。

（2）管理及び運営の方向性

予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを削減します。

また、地域共生社会の構築に向け、保育施設の有効活用についても推進していきます。

1 1 児童施設

1 施設グループの概要及び配置状況

いきいきこどもクラブは、小学校と円滑に連携するため、各小学校に同居又は近傍に設置しています。

児童館は、黒瀬町と安芸津町に設置しています。

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
いきいきこどもクラブ	25	8	1	10	7	1	1	3	3	59
児童館	-	-	-	-	1	-	-	-	1	2

2 施設の役割

いきいきこどもクラブは、児童福祉法に基づき、小学校に就学している児童のうち、保護者が労働等により昼間家庭にいないものに対し、授業の終了後等に施設を利用して適切な遊び及び生活の場を提供することにより、その健全な育成を図ることを目的とする施設であり、併せて保護者の就労を支援するものです。

児童館は、児童に健全な遊びを提供し、その健康を増進し情操を豊かにするとともに、児童の健全な育成を図ることを目的とする施設です。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

いきいきこどもクラブについては、各小学校の児童を対象としていることから、小学校区をサービス圏域としています。ただし、福富いきいきこどもクラブは竹仁小学区及び久芳小学区を対象としています。

児童館については、市内の全児童を対象としていることから、市内全域をサービス圏域としています。

(2) 実施計画及び個別施設計画の対象

独立した建築物を有する全ての施設を実施計画の対象とします。また、少子化の影響により、将来的には、大半の施設が更新を予定しておらず、小学校内に機能移転することを見込んでいるため、個別施設計画は策定しません。

(3) 今後のニーズ

いきいきこどもクラブは、子育て環境の充実及び保護者の就労支援の観点から必要性の高い施設であり、利用者が全市的に増加傾向にあることから、今後も市民ニーズが増加すると考えられます。

児童館は、児童に健全な遊びを提供するだけでなく、子育て支援を目的としたイベントなども実施しており、また放課後の児童の居場所としての利用もあるため、今後も一定の市民ニーズがあると考えられます。

(4) 特記事項

なし。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

いきいきこどもクラブについては、児童数の推移と、将来にわたる社会情勢の変化を踏まえて、適正な規模の施設の確保を行います。

児童館については、当面は、現位置において既存施設の有効活用を図ります。

(2) 管理及び運営の方向性

予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

時間帯によって利用者数に大きな差がある点をメリットとして捉え、空き時間に地域との交流の場としても活用できるよう、管理及び運営のあり方を見直します。

1 2 図書館

1 施設グループの概要及び配置状況

中央図書館は、地域図書館を統括する施設として西条町に設置し、地域図書館は、各町の利便性の高い地区にある庁舎又は研修施設等と複合化して設置しています。

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
図書館	2	-	-	-	1	1	1	1	1	7

2 施設の役割

図書館は、図書館法の規定に基づき、市民の図書その他の資料に対する要求に応え、自由で公平な資料の提供を中心とする諸活動により、学園都市にふさわしい文化の香り高いまちづくりに資することを目的とする施設です。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

図書館は、地域に密着してきめ細かなサービスを提供する地域図書館と、地域図書館を統括し、総合的なサービスを提供する中央図書館に区分されています。

中央図書館は市全域をサービス圏域とし、地域図書館は概ね町単位をサービス圏域としていますが、図書等の貸出については、資料の相互配送により、全施設が全市域をサービス圏域としています。

(2) 実施計画及び個別施設計画の対象

延床面積 50 m²以上の建築物を有する施設を実施計画の対象とし、延床面積 200 m²以上の建築物を個別施設計画の対象とします。

(3) 今後のニーズ

図書館には、図書等の貸出やレファレンスサービスの提供、行政資料等の収集及び保存を行う施設として一定の市民ニーズが見込まれ、市内全域へのサービスが求められます。今後、中央図書館においては、交流や年代に応じた空間の確保など、利用目的に応じたニーズが増加し、地域図書館においては、人口減少に伴い施設利用に対するニーズは緩やかに減少していくと考えられます。

(4) 特記事項

I C T 技術を活用した効率的かつ効果的なサービス提供のため、図書等への I C タグ貼付と、自動貸出返却機の導入を進めています。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

各地域の利用ニーズに応じた様々なタイプの図書館機能の配置のあり方について検討し、I C T 技術の活用、電子書籍やアウトリーチサービスの充実、他施設の有効活用による貸出返却の利便性の向上などのソフト事業の充実により、ハード整備に依存しない図書館サービスネットワークの構築を図ります。

(2) 管理及び運営の方向性

中央図書館については、予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。併せて機能追加を検討し、物理的な運用課題の解決を図ります。

地域図書館については複合施設とし、地域におけるアウトリーチサービスも含めた運用を図ります。

13 研修施設

1 施設グループの概要及び配置状況

市民協働センターは、総合的な市民活動の拠点であり、各種団体と行政との円滑な連携を図るため、西条町の市役所本庁舎北館内に設置しています。

市民文化センターは、全市的な施設として西条町の利便性の高い中心地区に設置し、広島県住宅供給公社と東広島市が区分所有するサンスクエア東広島内に複合化しています。

生涯学習センター等のうち、生涯学習センターは、地域センターとして移管しなかった公民館及び文化センターを生涯学習センターとして位置付け、西条町、志和町、黒瀬町、豊栄町及び安芸津町に設置しています。生涯学習支援センターは、支所内に地域教育課が設置されていた福富町及び河内町に設置し支所と複合化しています。

コミュニティハウスは、学校教育と社会教育を融合した活動を行う学社融合施設として西条町と志和町に設置し、小学校に近接又は複合化しています。

創作村は、陶芸や木工の創作設備を備えた施設として豊栄町に設置しています。

児童青少年センターは、全市的な施設として、西条町と高屋町の利便性の高い中心地区に設置し、サンスクエア東広島及び高屋出張所内に複合化しています。

人権センターのうち、東広島市人権センターは、全市的な施設として西条町に設置し、その他の施設は、黒瀬町、河内町及び安芸津町に設置しています。

エスポワールは、全市的な施設として西条町に設置し、サンスクエア東広島内に複合化しています。

勤労者福祉施設である安芸津共同福社会館は、安芸津町に設置しています。

農村環境改善センター及び小田地区多目的集会施設は、河内町に設置しています。

白市交流会館は、高屋町に設置しています。

施設種別	区分	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	豊栄	福富	河内	安芸津	合計
市民協働センター		1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
市民文化センター		1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
生涯学習センター等	生涯学習センター	1	-	1	-	1	1	-	-	1	5
	生涯学習支援センター	-	-	-	-	-	-	1	1	-	2
コミュニティハウス		1	-	1	-	-	-	-	-	-	2
創作村		-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
児童青少年センター		1	-	-	1	-	-	-	-	-	2
人権センター		1	-	-	-	1	-	-	1	1	4
エスポワール		1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
勤労者福祉施設		-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
農村環境改善センター		-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
小田地区多目的集会施設		-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
白市交流会館		-	-	-	1	-	-	-	-	-	1

2 施設の役割

市民協働センターは、市民活動の総合的な促進を図り、市民協働のまちづくりを推進することを目的とする施設です。

市民文化センターは、市民の教養の向上及び生活文化の振興に資することを目的とする施設です。

生涯学習センター等は、市民に生涯学習及び交流の場を提供するとともに、市民の生涯学習に関する活動を総合的に支援し、本市の生涯学習の振興に資すること目的とする施設です。

コミュニティハウスは、地域住民の教養の向上、健康の増進及び情操の純化を図り、生活文化の振興及び社会福祉の増進に寄与することを目的とする施設です。

創作村は、市民の文化及び芸術の振興並びに生涯学習活動の推進に資することを目的とする施設です。

児童青少年センターは、児童青少年の健全な育成と福祉の増進を目的として、児童青少年に関する施策の推進と効果的な支援を行うことを目的とする施設です。

人権センターは、基本的人権尊重の精神に基づき、市民の福祉の向上、人権啓発の推進及び市民の交流の促進を図り、すべての人の人権が尊重される社会の実現に資することを目的とする施設です。

エスポワール（東広島市男女共同参画推進室）は、男女共同参画社会の実現を目指す東広島市男女共同参画推進計画を具体化していくための活動拠点となる施設です。

勤労者福祉施設は、勤労者の福祉の増進を図るとともに、その雇用の安定に資することを目的とする施設です。

農村環境改善センターは、農業経営及び生活環境の改善及び合理化、住民相互の連帯意識の高揚並びに住民自治の醸成を図り、地域社会の発展と福祉の増進に寄与することを目的とする施設です。

小田地区多目的集会施設は、地域農業の振興、生活水準の向上及び定住条件の整備を図ることを目的とする施設です。

白市交流会館は、白市地区の歴史的な街なみ、伝統及び文化を守り、次代に継承していくための活動の振興を図るとともに、当該地区における良好な生活環境の形成を目的とする施設です。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

市民協働センターは、全市的な市民活動を促進するとともに、住民自治協議会等の情報を発信し、市民協働のまちづくりを推進する施設として市内全域をサービス圏域としています。

市民文化センターは、市民の教養向上と文化振興に資する活動を展開しており、市内全域をサービス圏域としています。

生涯学習センター等については、中央生涯学習センターは市内全域をサービス圏域とし、その他の生涯学習（支援）センターは各町をサービス圏域としています。

コミュニティハウスのうち、三ツ城コミュニティハウスは、学社連携教育及び家庭教育支援の場として、小学校区を中心としたサービス圏域としています。西志和コミュニティハウスは、学社連携教育及び住民自治協議会の活動拠点でもあることから、住民自治協議会の単位を主なサービス圏域としています。

創作村は、市民の芸術文化活動に資する施設として市内全域をサービス圏域としています。

児童青少年センターは、市内の全ての青少年を対象としていることから、市内全域をサービス圏域としています。

人権センターのうち、東広島市人権センターは、人権センターの基幹施設として市内全域を、河内人権センターは、市内北部地域における拠点として福富町、豊栄町、河内町を、その他の施設は、所在町単位をそれぞれサービス圏域としています。

エスポワールは、男女共同参画社会の醸成を目的とした事業を実施しており、市内全域をサービス圏域としています。

勤労者福祉施設の安芸津共同福祉会館は、市内全域をサービス圏域としています。

農村環境改善センター、小田地区多目的集会施設及び白市交流会館は、地域振興を図る施設として、町単位をサービス圏域としています。

(2) 実施計画及び個別施設計画の対象

延床面積 50 ㎡以上の建築物を有する施設を実施計画の対象とし、原則として延床面積 200 ㎡以上の建築物を個別施設計画の対象とします（区分所有の建物は除く）。

(3) 今後のニーズ

市民協働センターについては、住民自治協議会をはじめ各種市民活動団体の活動拠点であるとともに、協働社会を醸成する研修施設でもあり、市民協働を推進する観点から、市民ニーズが今後も増加していくと考えられます。

市民文化センターについては、さまざまな機能を持つ施設と複合していること、利便性の高い中心地区に位置していることから利用が多く、今後も利用ニーズは増加していくと考えられます。

生涯学習センター等については、住民自治協議会による地域づくりが進められる中、地域課題等に根ざした学習機会の提供、地域における学習成果の活用、地域センター等への学習活動の支援といった、地域活性化のための学びのコーディネートへの市民ニーズが高まると考えられます。

コミュニティハウスは、住民自治協議会の活動充足に伴い、集会機能に対する市民ニーズが増加すると考えられます。学校内施設は、コミュニティスクールの設置が進む中、学校支援活動、地域学校協働活動の場としての市民ニーズが増加していくと考えられます。

創作村は、陶芸など創作活動の場としての市民ニーズはあるものの、施設設備が特殊であり、利用ニーズの伸びには限りがあると考えられます。

児童青少年センターは、青少年の健全な育成と居場所づくりに資する施設として、人口増加地区を中心に、今後も市民ニーズが増加すると考えられます。

人権センター及び勤労福祉施設については、貸館施設としての利用割合が高く、利用者数も一定ですが、他の貸館機能を有する施設との機能重複を考慮すると、市民ニーズは横ばい又は減少に向かうと想定されます。

エスポワールは、男女共同参画を推進する活動拠点施設であり、今後も一定の市民ニーズが持続するものと考えられます。

農村環境改善センターは、実態としては貸館又は集会施設として利用されていることから、利用ニーズは、周辺に新たに整備される貸館機能を有する施設へ集約されると考えられます。

小田地区多目的集会施設は、貸館機能の利用者は減少傾向にありますが、地域住民の避難場所として今後も一定の市民ニーズが持続すると考えられます。

白市交流会館は、所在地区の人口減少に伴い、市民ニーズも減少していくと考えられます。

(4) 特記事項

なし。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

市民協働センター及び市民文化センターについては、現位置において既存施設の有効活用を図ることとします。

生涯学習センター等のうち、志和生涯学習センターについては、志和町内の各住民自治協議会の区域内に地域センターが設置され次第、施設を廃止し、跡地を学校敷地として活用します。その他の施設については、当面は現位置において既存施設の有効活用を図ることとしますが、将来的には、各地域の地域センター等の設置状況を考慮しながら、生涯学習センター及び生涯学習支援機能の配置の見直しを図ります。

コミュニティハウスについては、学校外施設は地域センターへの転用を進め、学校内施設は学校運営に支障の無い範囲で地域学校協働活動の拠点機能への転用を進めます。

創作村については、設備の有効活用を図り、老朽化により主要設備の継続使用が難しくなった時点で廃止します。

児童青少年センター及びエスポワールについては、新設及び移設が必要な場合は、既存施設の多機能化又は複合化による対応を図ります。

人権センター及び勤労者福祉施設については、利用実態を踏まえ、他の関連施設の設置状況と市民ニーズを考慮し、整理統合を図ります。

農村環境改善センターについては、周辺施設の整備状況の進捗に合わせて供用を停止します。

小田地区多目的集会施設については、当面は、現位置において既存施設の有効活用を図りつつ、周辺施設の整備状況の進捗に合わせて機能移転を図ります。

白市交流会館については、当面は、現在の用途を維持し、将来的には、地域の活力向上を図る観点から、施設のあり方について適宜見直しを行います。

(2) 管理及び運営の方向性

市民協働センターについては、引き続き、効果的・効率的な運営を図ります。

市民文化センター及び生涯学習センターについては、予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

生涯学習支援センターについては、複合化を維持することとします。

コミュニティハウスのうち、地域センターに転用する施設については、予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。学校内施設については、学校と地域による適切な管理運営を行います。

創作村については、改修や整備は、施設機能を維持するために必要な範囲にとどめることとします。

児童青少年センター及びエスポワールについては、今後も複合化を維持することとします。

人権センター及び勤労者福祉施設については、改修や整備は、施設機能を維持するために必要な範囲にとどめることとします。

農村環境改善センター、小田地区多目的集会施設及び白市交流会館に係る改修は、施設機能を維持するために必要な範囲にとどめることとします。

各施設ともに、業務委託の対象を拡大する等、効果的・効率的な運営を図ることとします。

1 4 文化施設

1 施設グループの概要及び配置状況

出土文化財管理センターは、河内町に設置しています。

歴史民俗資料館等及び文化財施設は、地域固有の歴史的な営みを踏まえて設置しています。このうち、安芸津歴史民俗資料館は安芸津文化福祉センターと複合化し、民俗資料展示室は地域センターと複合化しています。

文化財収蔵庫は、志和町に設置しています。

芸術文化ホール及び美術館は、西条町の利便性の高い中心地区に設置しています。

オオサンショウウオの宿は、豊栄町に設置しています。

施設種別	区分	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
出土文化財管理センター		-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
歴史民俗資料館等	歴史民俗資料館	1	1	-	-	-	-	-	-	1	3
	民俗資料展示室	-	-	-	-	-	-	1	1	-	2
文化財収蔵庫		-		2	-	-	-	-	-	-	2
文化財施設		2	-	1	2	-	-	-	-	-	5
芸術文化ホール		1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
美術館		1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
オオサンショウウオの宿		-	-	-	-	-	-	1	-	-	1

2 施設の役割

出土文化財管理センターは、埋蔵文化財とその関係資料を適切に収蔵保存するとともに、公開その他の方法で活用することによって、市民の文化財等に関する理解の増進に資することを目的とする施設です。

歴史民俗資料館等は、民俗資料を収集し、保存を行うとともにこれを公開・活用し、市民の文化財等に関する知識の向上に資することを目的とする施設です。

文化財収蔵庫は、国民共有の財産である文化財等を、適切に収蔵・保存することを目的とする施設です。

文化財施設は、重要文化財・史跡等を保存するとともに活用を図り、市民の教養及び文化の向上に寄与することを目的とする施設です。

芸術文化ホールは、市民の芸術及び文化活動の振興を図るとともに、市民交流の活性化及び生涯学習の推進に資することを目的とする施設です。

美術館は、市民の美術に関する知識及び教養の向上に資するための施設です。

オオサンショウウオの宿は、豊栄町に広く生息し、地域資源でもある特別天然記念物オオサンショウウオの一時保護と、その個体機能の回復を目的とする施設です。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

各施設は、国民共有の財産である文化財や美術品の収蔵・保存及び活用並びに市内外の教養及び文化の向上に資することを目的としており、市域を超えた広域をサービス圏域としています。

オオサンショウウオの宿は、我が国にとって学術上特に価値の高いオオサンショウウオの一時保護を目的としており、市内全域をサービス圏域としています。

(2) 実施計画及び個別施設計画の対象

延床面積 50 ㎡以上の建築物を有する施設を実施計画の対象とし、延床面積 200 ㎡以上の建築物を個別施設計画の対象とします。

(3) 今後のニーズ

出土文化財管理センターは、埋蔵文化財の保護を担う拠点として必要な施設であり、市民の文化財への関心や教養の向上に対する志向の高まりとともに、市民ニーズが増加すると考えられます。

歴史民俗資料館等は、民俗資料を保管活用する施設ですが、来館者は横ばい傾向にあり、市民ニーズが急激に増減することは無いと考えられます。

文化財収蔵庫については、国民共有の財産を収蔵・保存するために必要な施設ですが、発掘調査や県等からの譲与及び移管によって文化財が増加し続けており、狭隘化に対応する必要があります。

文化財施設は、国民共有の財産を保護し活用する施設であり、観光資源という側面もあることから、今後も一定の市民ニーズがあると考えられます。

芸術文化ホールは、市内の芸術文化活動が活発であることから、引き続き、強い市民ニーズが持続すると考えられます。

美術館は、美術品の収蔵と有効活用を図る施設であり、移転に伴い、適切な環境下での美術品の管理・活用が促進され、優れた美術品に触れる場を求める市民ニーズが増加すると考えられます。

オオサンショウウオの宿は、個体数の減少と外来種との交雑が深刻なことから、引き続き、保護に対する市民ニーズが継続すると考えられます。

(4) 特記事項

なし。

4 今後の方針**(1) 基本的な配置の方向性**

出土文化財管理センター、歴史民俗資料館等及び文化財収蔵庫については、用途廃止した既存施設の有効活用によって、集約化と一元化を進めます。

文化財施設、芸術文化ホール、美術館及びオオサンショウウオの宿については、現在位置において既存施設の有効活用を図ることとします。

(2) 管理及び運営の方向性

出土文化財管理センターは、資産価値を保全する観点から、当面の期間、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制します。

文化財施設、芸術文化ホール、美術館及びオオサンショウウオの宿については、予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図ります。

その他の施設は、統廃合を含む施設の再編を視野に、改修は施設機能の維持に最低限必要な範囲にとどめることとします。

各施設について、指定管理者制度等による施設運営について検討を行うとともに、業務委託の対象を拡大する等、効果的・効率的な運営を図ることとします。

15 スポーツ施設

1 施設グループの概要及び配置状況

それぞれのサービス圏域を考慮して、次のとおり設置しています。

施設種別	区分	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
市民 体育 施設	市民体育館	-	-	-	-	-	-	1	1	-	2
	プール	-	-	-	-	1	-	2	-	-	3
	グラウンド	-	1	1	-	2	1	2	3	1	11
	テニスコート	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
	屋内球戯場	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
コミュニティスポーツ広場		1	-	1	4	-	1	1	1	-	9
パークゴルフ場		-	-	-	-	-	1	-	1	-	2
グリーンスポーツセンター		1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
海洋センター		-	-	-	-	1	-	-	-	1	2

2 施設の役割

市民体育施設は、体育館、プール、グラウンド等で、スポーツの普及及び振興を図り、日常生活における運動、スポーツ活動に対する関心を高め、市民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする施設です。

コミュニティスポーツ広場は、身近な地域でスポーツを楽しむ場を提供し、健康的かつ積極的な地域ぐるみの体力づくりを通じた、コミュニティづくりに資することを目的とする施設です。

グリーンスポーツセンターは、恵まれた自然環境に親しむことにより、市民の体力づくり及び野外活動の振興を図り、市民の心身の健全な育成に寄与することを目的とする施設です。

海洋センターは、スポーツ・レクリエーションの振興により、市民の健康増進及び青少年の健全育成を図るとともに、地域住民等の交流、交歓等を行い、活発なコミュニティ活動を促進することを目的とする施設です。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

黒瀬屋内プール及び福富・河内パークゴルフ場は、市外からの利用者も多いため市域を超えた広域をサービス圏域としています。

コミュニティスポーツ広場は、概ねそれぞれの住民自治協議会の範囲をサービス圏域としています。

他のスポーツ施設は、市内全体をサービス圏域にしています。

(2) 実施計画及び個別施設計画の対象

延床面積 50 m²以上の建築物を有する施設を実施計画の対象とし、延床面積 200 m²以上の建築物を個別施設計画の対象とします。

(3) 今後のニーズ

スポーツ施設は、市民の心身の健全な発達に資する施設であり、一定のニーズもあることから、各地域において多様な種目へ対応できる施設が必要ですが、老朽化が進み利用率の低い施設は、廃止も含め検討する必要があります。

(4) 特記事項

なし。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

各地域の施設を引き続き維持管理します。新設が必要な場合は、費用対効果を考慮した上で適正規模での整備を行い、利用率が低い施設は、劣化度や機能重複の状況を踏まえ、地域間の配置バランスを考慮しつつ廃止も含めて再編を推進します。

(2) 管理及び運営の方向性

予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行による老朽化を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

利用率が低い施設の改修や整備は、施設機能を維持するために必要な範囲にとどめるなど費用対効果を踏まえて対応します。

1 6 交通関連施設

1 施設グループの概要及び配置状況

交通結節点及び西条町の中心市街地に設置しています。

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
駐車場	5	1	-	-	-	-	-	1	2	9
自転車駐車場	9	4	-	7	2	-	-	1	2	25
公衆便所	2	1	-	2	-	-	-	-	1	6
事務所・待合所	1	-	-	-	-	-	-	-	1	2

2 施設の役割

駐車場及び自転車駐車場は、駐車場法等に基づき、道路交通の円滑化及び良好な生活環境の確保に資するとともに、利用する者の利便を図るため、自動車や自転車等の駐車を目的とする施設です。

公衆トイレは、環境衛生を向上させるとともに公衆の利便性を高め、快適な生活環境を形成することを目的とする施設です。

交通結節点における事務所・待合所は、待合いその他公共交通機関を利用する者の利便を図ることを目的に設置する施設です。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

駐車場は市内全域をサービス圏域とし、自転車駐車場は町単位をサービス圏域としています。

公衆トイレ及び事務所は、主に交通結節点に設置されていることから、施設利用者等の行動範囲をサービス圏域としています。

(2) 実施計画及び個別施設計画の対象

延床面積 50 m²以上の建築物を有する施設を実施計画の対象とし、強固な構造体を有する西条駅前第1自転車駐車場・西条駅前駐車場を個別施設計画の対象とします。

なお、無償譲渡特約付きリース物件である西条岡町駐車場については、無償譲渡を受ける際に、個別施設計画を策定します。

(3) 今後のニーズ

中心市街地の整備等によって都市機能の集積が見込まれるため、今後も高い市民ニーズが継続していくと考えられます。

(4) 特記事項

なし。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

中心市街地の回遊性向上や交通モード間の乗継のための交通結節点等に必要な施設ですが、設置当初の目的を果たした施設は廃止し、新たな施設が必要な場合は、費用対効果を踏まえ、適正規模の整備を行います。

(2) 管理及び運営の方向性

予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

指定管理者制度や民間委託等の運営形態の検討を行うとともに、業務委託の対象を拡大する等、効果的・効率的な運営を図ります。

17 消防署

1 施設グループの概要及び配置状況

東広島市消防局庁舎は基幹施設として西条町に設置し、各消防署分署については、救急等に対する出動から到着までの所要時間等を考慮し設置しています。

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	竹原	大崎上島	合計
消防署	1	1	-	-	1	-	1	1	1	2	1	9

2 施設の役割

消防署は、消防組織法の定めるところによって、市民の安心・安全な暮らしを確保するために、消防職員・緊急車両の常備及び各種災害・救急対応並びに本市の消防事務処理を行う総合的な拠点施設です。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

東広島市消防局庁舎は全市的な基幹施設であり、各消防署分署については、広域連携及び応援体制があることから、全施設が市域を超えた広域をサービス圏域としています。

(2) 実施計画及び個別施設計画の対象

独立した建築物を有する全ての施設を実施計画の対象とし、延床面積 200 m²以上の建築物を個別施設計画の対象とします。

(3) 今後のニーズ

人口増加地域、高齢化地域においては市民ニーズの増加が見込まれ、その他の地域においても一定の市民ニーズが見込まれることから、市民の安全・安心な暮らしを守る施設としての必要性が今後も増加すると考えられます。

(4) 特記事項

なし。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

消防需要の増大に応じて（仮称）東広島消防署高屋分署を新設するとともに、今後、新設が必要な場合は、将来的な人口の動向及び配置バランスを考慮して定めます。

(2) 管理及び運営の方向性

予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

18 消防ポンプ格納庫

1 施設グループの概要及び配置状況

東広島市消防団の組織に関する規則に定められた消防団分団の管轄区域ごとに設置しています。

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
消防ポンプ格納庫	9	5	8	5	22	7	8	6	16	86

2 施設の役割

字又は複数字単位で消防の機械器具を格納し、非常時の消防団の出動を容易にすることを目的とした災害拠点施設であり、消防団員の団結の場でもあります。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

東広島市消防団の組織に関する規則に定められた消防団分団の管轄区域をサービス圏域としています。

(2) 実施計画及び個別施設計画の対象

独立した建築物を有する全ての施設を実施計画の対象とし、延床面積 200 m²以上の建築物を個別施設計画の対象とします。

(3) 今後のニーズ

市民の安全・安心な暮らしを守る施設であり、人口増加地区においては、今後も市民ニーズが増加することが見込まれますが、緊急車両等の到着時間を踏まえて設置することから、設置における市民ニーズの影響は少ないと考えられます。

(4) 特記事項

主に合併旧町において分散して設置されているため、老朽化した格納庫を順次統廃合し、待機室等を備えた統合格納庫の整備を進めています。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

1 分団につき1 統合格納庫を原則として、老朽化した格納庫の集約を図り、施設数を削減します。

(2) 管理及び運営の方向性

既存施設の改修や整備は、施設機能を維持するために必要な範囲にとどめ、統合格納庫への集約を推進します。

予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、可能な限り施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを削減します。

19 無線基地

1 施設グループの概要及び配置状況

無線基地は、消防局が管轄するエリア全域において安定した通信環境が確保できるように、次のとおり設置しています。

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	大崎上島	合計
無線基地	-	1	-	-	1	-	1	1	-	1	5

2 施設の役割

無線基地は、消防局が使用する無線の中継基地であり、市民の安全・安心な暮らしを確保するため、消防情報の伝達を行うことを目的とする施設です。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

無線基地は、管轄エリアにおいて消防情報の伝達を行うための施設であることから、市域を超えた広範囲のエリアをサービス圏域としています。

(2) 実施計画及び個別施設計画の対象

延床面積 50 ㎡以上の建築物を有する施設を実施計画の対象とし、延床面積 200 ㎡以上の建築物を個別施設計画の対象とします。

(3) 今後のニーズ

無線基地は、市民の安全・安心な暮らしを守る施設であり、現状よりも安定した通信環境を確保するために、機能拡充の必要性が増加すると考えられますが、消防無線の伝達を行うことを目的として設置する施設であることから、設置に対する市民ニーズの直接の影響は少ないと考えられます。

(4) 特記事項

なし。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

現在の配置を維持するとともに、新たな施設が必要な場合は、費用対効果を考慮した上で、適正規模での整備を行います。

(2) 管理及び運営の方向性

予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを削減します。

20 医療施設

1 施設グループの概要及び配置状況

休日診療所は、全市的な施設として西条町の東広島保健医療センター内に設置しています。

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	豊栄	福富	河内	安芸津	合計
休日診療所	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1

2 施設の役割

休日診療所は、休日・夜間における診療を確保するとともに、急病に対する応急処置を行い、住民の健康の保持を図ることを目的とした施設です。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

休日診療所は、休日・夜間における全市的な初期救急医療機関として、市内全域をサービス圏域としています。

(2) 実施計画及び個別施設計画の対象

東広島保健医療センターは区分所有の建物であり、本市単独での方針決定は困難であることから、実施計画及び個別施設計画の対象としません。

(3) 今後のニーズ

休日診療所は、本市における初期救急医療機関の要として、市民の健康の保持を担っていることから、人口増減や地域に関わらず、今後も市民ニーズが一定程度見込まれると考えられます。

(4) 特記事項

なし。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

現在の配置を維持しますが、休日・夜間における初期救急の医療体制を充実するため、診療機能の拡充等施設規模の見直しが必要になった場合は、費用対効果を考慮した上で、適正規模での整備を行います。

(2) 管理及び運営の方向性

予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

2 1 福祉施設

1 施設グループの概要及び配置状況

総合福祉センターは、全市的な基幹施設として西条町に設置しています。地域福祉センターは、合併旧町における利便性の高い中心地区にある支所の近隣又は支所と同居して設置しています。福祉センターは、西条町と河内町に設置しています。

安芸津地域福祉推進施設（ひだまりの家）は、1階は常設型サロン、2階は自立支援型グループホームを設置しています。

子育て・障害総合支援センター（はあとふる）は、全市的な施設として西条町の利便性の高い中心地区に設置し、サンスクエア東広島内及びハローズ東広島店内へ分散配置しています。

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	豊栄	福富	河内	安芸津	合計
総合福祉センター	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
地域福祉センター	-	-	-	-	1	1	1	1	1	5
福祉センター	1	-	-	-	-	-	-	1	-	2
安芸津地域福祉推進施設	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
子育て・障害総合支援センター	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1

2 施設の役割

総合福祉センターは、高齢者、心身障害者等に対して各種の福祉サービスを提供するとともに、市民に対する保健サービスを充実し、併せて市民及び市民組織の協力による福祉保健活動を助長することで、総合的に市民の福祉と健康の増進を図ることを目的とする施設です。

地域福祉センターは、市民の生活文化の向上、社会福祉の増進及び地域における保健活動の充実を図ることを目的とする施設です。

福祉センターは、市民の生活文化の向上と社会福祉の増進を図ることを目的とする施設です。

安芸津地域福祉推進施設は、要援護高齢者等が住み慣れた地域の中で、加齢や孤独感の不安を解消し、できるだけ自立生活を保てるよう管理・運営している施設です。

子育て・障害総合支援センターは、子育て支援及び障害者の地域生活支援に関する事業を一体的かつ統合的に推進することにより、児童の健やかな成長と障害者の福祉の増進に資することを目的とし、基幹型子育て支援センター、家庭児童相談室、ファミリー・サポート・センター、地域子育て支援センター及び障害者相談支援センターを有する施設です。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

総合福祉センターは、本市における福祉事業の基幹施設として市内全域をサービス圏域としています。地域福祉センターは、主に合併旧町において福祉相談や健康増進のための事業等を提供する施設として町単位をサービス圏域とします。福祉センターは、主に町単位をサービス圏域としています。

安芸津地域福祉推進施設は、東広島市全域をサービス圏域としていますが、セラピー&サロンについては県立安芸津病院に通院する竹原市民の利用も想定し、竹原市と管理運営規約を定めており、市域を超えたサービス圏域としています。

子育て・障害総合支援センターは、子育て支援及び障害者の地域生活支援に関する事業を実施する全市的な施設として、市内全域をサービス圏域としています。

(2) 実施計画及び個別施設計画の対象

延床面積 50 ㎡以上の建築物を有する施設を実施計画の対象とし、延床面積 200 ㎡以上の建築物を個別施設計画の対象とします。

(3) 今後のニーズ

総合福祉センター及び地域福祉センターについては、高齢社会の進行や法改正などの必要に応じて福祉サービスを提供する場として、今後も必要性が増加し、総合福祉センターは、福祉サービスの基幹施設として、地域福祉センターは、地域における福祉サービスを担う施設として、人口減少地区においても市民ニーズが増加していくと考えられます。

福祉センターについては、引き続き、貸館利用に対する市民ニーズはあるものの、周辺に貸館機能を有する施設のある河内社会福祉会館は、ニーズが減少していくと考えられます。

安芸津地域福祉推進施設については、高齢化の進展により要援護高齢者が今後も増加するものと見込まれており、高齢者が自立生活を保つ取組みに対して、行政ニーズ・市民ニーズ共に増加すると考えられます。

子育て・障害総合支援センターについては、子育て支援と障害者の生活の総合的な相談支援を行う施設として、今後も行政ニーズが増加し、子育て、障害に関する専門的相談や子どもの居場所を求める市民ニーズについても、今後も増加すると考えられます。

(4) 特記事項

なし。

4 今後の方針**(1) 基本的な配置の方向性**

総合福祉センターについては、既存施設の有効活用を図ることとします。

地域福祉センターについては、既存施設の有効活用を図るとともに、将来的には、周辺施設と複合化することで拠点性を高め、地域共生社会づくりの中核的な施設としての機能の充実を図ります。

福祉センターについては、同一町内において機能が重複する施設については廃止を、貸館施設としての利用が主な施設については、転用を図ります。

安芸津地域福祉推進施設については、既存施設の有効活用を図るとともに、将来的には、民間の取組みを支援することにより、同様の事業効果の発揮を目指します。

子育て・障害総合支援センターについては、現在の配置を維持しますが、移設が必要な場合は、周辺施設との複合化や既存施設の有効活用を図ります。

(2) 管理及び運営の方向性

総合福祉センター及び地域福祉センター並びに福祉センターについては、予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。また、大規模改修を実施する際は、各施設の利用実態を踏まえて方針を決定します。

安芸津地域福祉推進施設は、予防保全の観点から、必要な修繕を行うことにより、経年劣化の進行を抑制しますが、建替え及び大規模改修については、耐用年数を考慮し、必要性を検討した後に方針を決定します。

子育て・障害総合支援センターについては、管理体制及び運営手法のあり方を検討しつつ、効果的・効率的な運営を図ることとします。

2.2 庁舎等

1 施設グループの概要及び配置状況

市役所本庁舎は、全市的な基幹施設として西条町に設置しています。

支所・出張所は、各町における利便性の高い中心地区に設置しています。

書庫は、市役所本庁舎に近い西条町に設置しています。

倉庫は、既存の余剰スペース等を活用して設置しています。

防災倉庫は、災害対策本部に近い西条町に設置しています。

施設種別	区分	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
庁舎	市役所 本庁舎	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	支所・ 出張所	-	1	1	1	1	1	1	1	1	8
書庫		1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
倉庫		1	-	-	1	1	-	-	-	-	3
防災倉庫		2	-	-	-	-	-	-	-	-	2

2 施設の役割

市役所本庁舎及び支所・出張所は、地方自治法等の規定に基づき、主に市長の権限に属する事務を分掌させることを目的とする施設です。

書庫は、公文書の適切な保管を目的とする施設です。

倉庫は、市役所及び支所・出張所を補完し、公務上必要な備品等を保管する倉庫です。

防災倉庫とは、市民の生命と財産を守るため、災害等の非常時に必要となる食料、生活必需品、防災資機材等を備蓄し、迅速かつ効果的に供給することを目的とする施設です。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

市役所本庁舎は、全市的な行政サービスの拠点として、市内全域をサービス圏域としています。支所・出張所は、各町における行政サービスの拠点として、町単位をサービス圏域としています。

防災倉庫は、災害時における必需品を一括して備蓄し、効果的に供給することを目的としており、市内全域をサービス圏域としています。

(2) 実施計画及び個別施設計画の対象

延床面積 50 m²以上の建築物を有する施設を実施計画の対象とし、延床面積 200 m²以上の建築物を個別施設計画の対象とします。

(3) 今後のニーズ

市役所本庁舎及び支所・出張所については、行政機能の基幹施設であり、今後は市民ニーズの多様化及び複雑化が想定されますが、長期的には、人口減少に伴いニーズ総量が減少していくと考えられます。また、支所・出張所については、地域の中心に位置することから、複合施設化等を推進すれば、地域における拠点施設としての役割が高まってくるものと考えられます。

書庫については、地方分権の進展等に伴い保存する公文書が増加傾向にあることから、一定の保管スペースを確保する必要があります。

防災倉庫については、市民の安全・安心な暮らしを守る施設であり、近年の災害発生頻度の増加や災害規模の拡大、感染症対策などから、今後もニーズが増加することが見込まれます。

(4) 特記事項

なし。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

市役所本庁舎、支所・出張所は、原則として各町における利便性の高い拠点地区に設置することとし、将来的には、周辺施設と複合化することで拠点性を高めるとともに、地域共生社会づくりの中核的な役割を担うことを目指します。

書庫及び倉庫については、既存施設や用途廃止した施設等の活用を原則とし、新規整備を抑制します。

防災倉庫については、災害への即応性を確保する必要があること、及び、避難所の環境改善や感染症対策に伴い、備蓄量と品目が増加していることから、既存施設の有効活用のほか、新たな施設整備も含めて、分散備蓄を推進します。

(2) 管理及び運営の方向性

予防保全の観点から、適切な維持管理及び修繕を計画的に実施することで、経年劣化の進行を抑制し、可能な限り施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

書庫については、公文書の管理基準の見直し等により、全体的な文書量の増加の抑制に努めます。

倉庫については、施設機能を維持するために必要な修繕のみにとどめ、適切な管理によって収蔵量を抑制します。

2 3 公園

1 施設グループの概要及び配置状況

公園には、都市公園、地域公園、児童遊園、自然公園、農村公園及び親水公園が含まれ、次のとおり設置しています。

施設種別	区分	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
都市公園	街区公園	148	77	10	77	35	-	-	12	9	368
	近隣公園	4	1	-	3		-	-	-	-	8
	総合公園	1	1	-	-	1	-	-	-	-	3
	運動公園	1									1
地域公園		-	-	-	-	-	4	-	-	-	4
児童遊園		-	-	-	1	-	-	-	-	-	1
自然公園		1	-	-	-	1	2	1	1	2	8
農村公園		-	-	-	1	-	-	1	2	-	4
親水公園		-	-	-	-	-	-	-	1	-	1

2 施設の役割

都市公園には、街区公園、近隣公園、総合公園及び運動公園があり、都市に緑地とオープンスペースを提供し、都市環境の改善、都市の防災性の向上等、市民の憩いと地域活性化を目的とする、都市公園法に定められた施設です。

地域公園及び農村公園は、地域住民の健康福祉の増進及び地域コミュニティの醸成を図ることを目的とした施設です。

児童遊園は、児童に健全な遊び場を与えることにより、健康と体力の増進を図り、もってその情操を豊かにすることを目的とする施設です。

自然公園は、恵まれた自然環境にある森林を保護するとともに、その優れた自然環境に触れ合える場の整備を図ることで、市民の福祉の向上及び都市と地域の住民の交流による緑化意識の高揚に資することを目的とした施設です。

親水公園は、市民に憩いの場を提供することにより、市民の福祉の向上を図ることを目的とした施設です。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

都市公園のうち、街区公園は、市民の日常生活圏域において身近に利用される公園として、地域コミュニティの範囲をサービス圏域としています。近隣公園は、市街化区域における住区基幹公園として、住民自治協議会の範囲をサービス圏域としています。総合公園は、市民全体に総合的なレクリエーションの場を提供する都市基幹公園として、市全域をサービス圏域としています。東広島運動公園は、本市におけるスポーツ施設の基幹施設であり、市域を超えた広域をサービス圏域としています。

地域公園及び農村公園は、地域コミュニティの醸成を目的としていることから、地域コミュニティの範囲をサービス圏域としています。

児童遊園は、地域コミュニティの範囲をサービス圏域としています。

自然公園及び親水公園は、市内全域をサービス圏域としています。

(2) 実施計画及び個別施設計画の対象

延床面積 50 m²以上の建築物を有する施設を実施計画の対象とし、東広島運動公園の施設を個別施設計画の対象とします。

(3) 今後のニーズ

公園には様々な機能があり、市民の憩いの場としての機能だけでなく、防災拠点としての機能も備えていると見直されおり、今後も、市民ニーズが増加していくと考えられます。

特に、東広島運動公園は、本市におけるスポーツの基幹施設として中央に位置する公園であり、全市域・広域都市圏からの利用者も多く、今後も、市民ニーズが増加していくと考えられます。

(4) 特記事項

都市公園については、平成22年度から平成24年度にかけて東広島市公園施設長寿命化計画を策定し、公園の施設などの予防保全と計画的な更新に取り組んでいます。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

既存施設の有効活用を図るとともに、公園内に管理が必要となる建築物を新設する場合は、費用対効果を考慮した上で、適正規模での整備を行います。

(2) 管理及び運営の方向性

公園施設長寿命化計画や点検等の結果に基づき、公園施設の修繕・更新等を行います。

2.4 上水道施設

1 施設グループの概要及び配置状況

上水道施設は、各事業の給水区域内に、次のとおり設置しています。

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
水道局庁舎	1									1
水道事業施設	20	11	8	24	21	3	-	13	21	121
専用水道等施設	-	-	-	-	-		1	1	-	2

※予備施設を除く

水道事業施設の内訳

施設種別	施設数（箇所）	管路延長（m）
取水施設	9	
導水施設		16,306
浄水施設	7	
送水施設	31	64,008
配水施設	74	1,243,538
計	121	1,323,852

2 施設の役割

水道局庁舎は、水道事業の運営全般を行う拠点施設です。

水道事業施設は、水道法に基づき認可を受けた水道事業を行うための施設です。

専用水道等施設は、東広島市専用水道等の設置及び給水に関する条例に基づき、生活用水を供給するため設置された、専用水道及び飲料水供給施設です。

取水施設は、水源である河川、湖沼、地下水等から水道原水を取り入れるための施設です。

導水施設は、取水施設を経た水を浄水場へ導くための施設です。

浄水施設は、原水を人の飲用に適する水として供給し得るように浄化処理するための施設です。

送水施設は、浄水を配水施設に送るための施設です。

配水施設は、一般の需要に応じ、又は居住に必要な水を供給するための施設です。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

水道局庁舎及び水道事業施設は、東広島市水道事業の設置等に関する条例に定められた給水区域をサービス圏域としています。

専用水道等施設は、東広島市専用水道等の設置及び給水に関する条例に定められた給水区域をサービス圏域としています。

(2) 実施計画及び個別施設計画の対象

延床面積 50 m²以上の建築物を有する施設を実施計画の対象とし、管路、施設及び設備について、それぞれ「東広島市水道事業管路更新計画」、「東広島市水道事業施設更新計画」及び「東広島市水道事業施設設備更新計画」を個別施設計画とします。

(3) 今後のニーズ

水需要の伸びは鈍化傾向にありますが、水道事業として、水道未普及地域を解消し、安全で良質な水を安定供給する必要があるため、上水道施設は、市民生活に欠くことのできない施設として、今後も高い市民ニーズが見込まれます。

(4) 特記事項

なし。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

水道事業施設は、市民の生活に不可欠な施設として継続保有を図り、必要な施設は計画的な更新を進めつつ、将来的な水需要を踏まえ集約可能な施設の統合を推進します。

自己水源の施設については、浄水処理状況及び県用水の有効利用等を考慮し、施設の廃止等について適宜見直しを行います。

ただし、いずれも水道事業の広域化検討の推移を見据えながら、施設の更新や統廃合に係る方針の見直しを行います。

(2) 管理及び運営の方向性

定期的な点検を行うとともに、漏水事故及び設備故障等安定給水に支障をきたす事象や安全が確保できない事象が発生した場合は、速やかに修理します。

点検で早急な補修が必要となった場合は即時対応とし、今後補修することで延命化が図れる場合は計画的な補修を行います。

新設や更新の際には、耐震性を有する管種、耐久性を有する材料及び機器等を使用します。また、災害拠点病院等の重要給水施設への管路及び基幹管路等を別途優先して耐震化を図ります。

2 5 下水道施設

1 施設グループの概要及び配置状況

下水道施設等は、次のとおり設置しています。

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
公共下水道施設	3	1	-	1	1	1	1	-	2	10
産業団地汚水処理施設	-	1	1	-	1	-	-	-	-	3
農業集落排水処理施設	-	-	1	-	2	-	-	1	-	4

実施計画対象施設については、次のとおりです。

施設種別	施設数	管路延長 (m)
公共下水道施設 (汚水)	8	504,253
公共下水道施設 (雨水)	1	88,187
産業団地汚水処理施設	2	15,706
農業集落排水処理施設	4	46,648

2 施設の役割

公共下水道施設（流域関連、特定環境保全公共下水道を含む。）は、市街化における生活や工場などの事業活動から生じるし尿及び雑排水を汚水処理場や污水排水管等により衛生的に処理し、公共用水域の水質保全を図ること、並びに雨水を雨水排水管等により適切に排除することを目的とする施設です。

産業団地汚水処理施設は、産業団地内の事業所から生じるし尿及び生活雑排水を汚水処理場や污水排水管等により衛生的に処理すること、並びに各事業所内で適切に処理された事業所排水を専用排水管等により公共用水域へ排除することを目的とする施設です。

農業集落排水処理施設は、農業振興地域内の農業集落におけるし尿及び生活雑排水を排除するための排水管等の排水施設及び最終的に処理するために設けられる処理施設により、し尿及び生活雑排水を排除及び処理することを目的とする施設です。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

公共下水道施設は、東広島市公共下水道の処理区域をサービス圏域としています。

産業団地汚水処理施設は、東広島市産業団地汚水処理施設設置及び管理条例に定められた処理区域をサービス圏域としています。

農業集落排水処理施設は、東広島市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例に定められた処理区域をサービス圏域としています。

(2) 実施計画及び個別施設計画の対象

延床面積 50 m²以上の建築物を有する施設を実施計画の対象とし、令和元年度に策定した下水道施設の総合的なストックマネジメント計画等に基づき、施設更新及び耐震化・耐水化を進めていくとともに、施設の統廃合を図ることにより効率的に事業を継続するため、管理施設の全施設について個別施設計画の対象とします。

(3) 今後のニーズ

現在、未普及解消区域等での管渠の整備を進めているため、新規に下水道接続する人口（水洗化人口）が増加しています。このことから、今後も汚水処理施設のニーズは増加していくものと予想しています。加えて、産業団地の新規開発や宅地開発により人口が増加傾向の地域では、さらに汚水量や下水道使用者が増加することが見込まれ、ニーズはますます増加するものと予想されます。

一方で、既に管渠の整備が完了し、新たな下水道接続の見込みが低い地域や人口が減少している地域では、污水处理施設のニーズは、現状維持又は減少していくものと考えられます。

(4) 特記事項

なし。

4 今後の方針

(1) 基本的な配置の方向性

污水適正処理構想に基づき、計画的かつ効率的な污水处理施設の適正配置を推進します。

処理場施設等の耐用年数や費用対効果を勘案し、集約可能な施設の統廃合を推進します。

(2) 管理及び運営の方向性

管渠については、災害時の緊急輸送路・避難経路等、施設が埋設された路線の重要度や管路口径の大きさ等、施設の社会的重要性や陥没等が発生した際の影響を踏まえ、被害規模（影響度）を算定します。また、施工年度や硫化水素による腐食等、老朽度・腐食度から危険性の発生確率を算定します。これらを勘案してリスクの大きさを評価のうえ、点検・調査及び修繕・改築の優先順位を決定し、優先度の高い施設から計画的に管内カメラ等により点検・調査を実施します。

污水处理場等については、令和元年度に策定したストックマネジメント計画での点検・調査による診断結果に基づき、施設更新を進めながら評価、見直しを行い、定期的に点検・診断等を実施します。

将来的な処理水量見込みや老朽化を勘案し、適切な時期に施設の増設や長寿命化対策（施設更新）に合わせた耐震化並びに耐水化を推進するとともに、点検・調査計画及び修繕・改築計画の実施による評価、見直しを行いながら、施設情報を蓄積し、ストックマネジメント計画を推進していきます。

2 6 道路

1 施設グループの概要及び配置状況

道路には、幹線である1級、2級市道とその他の市道、農道、林道が含まれます。また、市道のトンネルは2か所あり、今坂トンネルは昭和58年、しろやまトンネルは平成7年に整備されています。

(路線数)

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
1級(幹線)市道	28	10	5	8	16	3	5	21	7	103
2級(幹線)市道	25	15	13	18	20	8	8	20	27	154
その他の市道	937	525	390	670	418	347	295	472	229	4,283
市道合計	990	550	408	696	454	358	308	513	263	4,540
農道	338	123	208	381	393	209	447	246	36	2,381
林道	9	15	11	13	8	19	10	12	14	111

(総延長・道路面積)

施設種別	総延長(m)	道路面積(m ²)
1級(幹線)市道	278,899	2,290,225
2級(幹線)市道	237,559	1,310,144
その他の市道	1,726,097	7,420,672
市道合計	2,242,555	11,021,041
農道	393,043	
林道	166,165	

(トンネル)

トンネル名	実延長(m)	車道幅員(m)	高さ(m)
今坂トンネル	340	6.0	4.5
しろやまトンネル	377	7.0	4.6

※他、農道にトンネルが1本(実延長205m)設置されている。

2 施設の役割

市道は、交通機能及び空間機能としての役割を持っています。また、地域間をつなぐトンネルが人や物の流れを変え、生活や地域経済を活性化する役割を担っています。

交通機能としては、車両等の走行空間としての機能、交通の利便性を高める機能、土地利用を促進する機能などがあります。

空間機能としては、ライフライン等を埋設する収容空間としての機能、防災空間としての機能、生活環境を向上させる機能などがあります。

農道は、農作業の効率化や生産コストの低減、効率的で安定的な農業経営の確立などを図る役割を持っています。

林道は、林業の合理的経営、森林の集約的管理、林業の振興などを図る役割を持っています。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

1級、2級市道は、幹線道路として市内全域をサービス圏域としており、その他の市道、農道、林道は、生活道路として地域を単位としたサービス圏域において利用されています。

(2) 実施計画及び個別施設計画の対象

建築物を含まないため実施計画の対象外とし、舗装及びトンネルを個別施設計画の対象とします。

(3) 今後のニーズ

幹線道路については、防災対策や交通安全対策など、安全・安心な暮らしを支える機能に対して、今後も市民の高いニーズが見込まれます。

また、物流の効率化や観光を支援し、産業を支える施設として、企業等の高いニーズが見込まれます。

生活道路（その他の市道、農道、林道）については、地域活動の根幹をなす施設としてのニーズが見込まれ、今後も適切な維持管理が必要です。

トンネルについては、近年では通常の利用だけでなく、災害時における役割など、人や物流の移動以外の側面も再認識されつつあり、重要性はさらに高まっていくと考えられます。

(4) 特記事項

なし。

4 今後の方針

定期点検、道路パトロールや市民からの通報等により点検箇所を絞り、目視による点検を行って、危険箇所を早期発見し、施設の健全性を保持します。

舗装の年間計画を策定して優先順位を定め、損傷が軽微なうちに早期対策を行うなど、計画的な整備を行うことで長寿命化を図り、維持管理コストの平準化を目指します。

トンネルについては、定期点検結果に基づき、修繕計画を策定し、適切な修繕を順次実施します。

幹線道路については、災害時に国、県と連携し安全確保に努めます。

将来の交通量や交通の流れを予測し、新たな路線整備を行う際には、既存の路線の必要性について見直しを行います。

都市計画道路の整備には長期間を要する場合があります、社会情勢等の変化があれば、都市計画決定当時の状況とは大きく異なっている可能性があります。そのため、長期未着手都市計画道路については、必要に応じて路線の変更や廃止等の見直しを行います。

27 橋りょう

1 施設グループの概要及び配置状況

橋りょうは、実延長約 15,000m、面積約 95,000 m²となっています。本市が管理する道路橋の多くは昭和 40 年から昭和 50 年にかけて建設されたものであり、橋りょうの老朽化が進んでいます。

(本数)

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
橋りょう	294	150	154	198	147	82	111	141	142	1,419

施設種別	鋼橋	R C 橋	P C 橋	その他	合計
橋りょう	168	632	361	258	1,419

※R C 橋(鉄筋コンクリート橋)、P C 橋(プレストレスト・コンクリート橋)

※他、農道及び林道に 56 橋(実延長 1,175m、面積 7,721 m²)が設置されている。

2 施設の役割

橋りょうは、道路の一部として多くの人や物の移動に利用され、人々の活動の利便性、快適性の向上に役立っています。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

橋りょうは、道路の一部として市内全域をサービス圏域としています。

(2) 実施計画及び個別施設計画の対象

建築物を含まないため実施計画の対象外とし、市道橋、農道橋及び林道橋を個別施設計画の対象とします。

(3) 今後のニーズ

橋りょうは、防災対策や交通安全対策などの面からも地域の安全・安心な暮らしを支えており、今後も市民の高いニーズが見込まれます。

(4) 特記事項

なし。

4 今後の方針

5 年毎に橋長 2 m 以上の市道橋りょうを点検するとともに、点検評価が悪い橋りょうについて順次補修を行い、予防保全型の維持管理を実施します。

利用者の安全確保と災害時の避難路や輸送路を確保するため、第三者被害や社会的な影響が大きいと想定される橋りょうから耐震性の向上を図ります。

2 8 河川

1 施設グループの概要及び配置状況

本市が管理する河川構造物は、揚排水機場の6施設です。

施設種別	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
揚排水機場	1	-	-	1	-	-	-	-	4	6

2 施設の役割

河川は、洪水などの自然災害から守る治水機能、水道水及び農業用水としての貴重な水源としての利水機能、町にうるおいを与え自然環境の一部として自然を育みまちづくりに貢献する環境機能を保持しています。

また、揚排水機場については、内水はん乱を防ぐことを目的とし、下流河川又は海域の水位が高く自然流下が不可能な状態において強制的に排水することが主な役割です。

これにより浸水被害を軽減することができます。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

河川は、市内全域をサービス圏域としています。

揚排水機場は、西条町、高屋町及び安芸津町をサービス圏域としています。

(2) 実施計画及び個別施設計画の対象

建築物を含まないため実施計画の対象外とし、揚排水機場6施設を個別施設計画の対象とします。

(3) 今後のニーズ

まちづくり及び環境に大きな役割を持つことから、自然災害の防止とともに、地域と連携した河川の整備・保全が求められています。

(4) 特記事項

なし。

4 今後の方針

定期点検と日常や災害対応時のパトロールにより、異常箇所の発見に努め、施設の損傷が軽微である早期段階に修繕を実施する予防保全型の維持管理によって、機能を保全し、施設の長寿命化を図るとともに、維持管理コストの低減を図ります。

施設の新規整備・更新を計画的に実施する際には、所定の耐震基準に基づいた構造で整備します。

29 港湾・漁港

1 施設グループの概要及び配置状況

港湾施設は、安芸津港港湾区域内に、漁港施設は、大芝北漁港区域及び大芝南漁港区域内に設置しています。また、港湾区域内及び漁港区域内には、海岸保全施設も設置しています。

(港湾施設)

施設種別	施設数	具体的な施設
外郭施設	24	防波堤、護岸
係留施設	20	岸壁、浮き桟橋、物揚場
臨港交通施設	9	道路、駐車場
その他施設	14	船だまり、荷さばき地、緑地等
合計	67	

(漁港施設)

施設種別	施設数	具体的な施設
外郭施設	19	防波堤、護岸
係留施設	14	係船岸、浮桟橋、物揚場等
輸送施設	3	道路
その他施設	10	泊地等
合計	46	

(海岸保全施設)

施設種別	施設数	具体的な施設
港湾海岸保全施設	17	護岸
漁港海岸保全施設	8	護岸
合計	25	

2 施設の役割

港湾施設は、水陸交通の結節点で物流や旅客輸送等を円滑に行うための施設です。

漁港施設は、漁船が停泊して出漁準備や漁獲物を陸揚げするための施設です。

海岸保全施設は、背後地の人命や財産を津波や高潮等の災害から防護するための施設です。

3 現 状

(1) 施設のサービス圏域

港湾施設及び漁港施設のサービス圏域は、安芸津町です。

(2) 実施計画及び個別施設計画の対象

建築物を含まないため実施計画の対象外とし、全ての施設を個別施設計画の対象とします。

(3) 今後のニーズ

安芸津港は、島しょ部との交流拠点であり、安芸津栈橋でのフェリー乗降客は、年々増加しており、今後もニーズが増加していくものと考えられます。

漁港については、現在、漁業の後継者が減少している状況ですが、今後の後継者育成等に伴う将来の漁業環境に対応できるよう、施設の現状を維持していきます。

(4) 特記事項

港湾施設については、予防保全による計画的な維持管理を行うため、平成24年度に「安芸津港港湾施設維持管理計画」を策定しています。

漁港施設については、今後、計画的な維持管理を行うため、個別施設計画の策定を予定しています。

海岸保全施設についても、今後、予防保全による計画的な維持管理を行うため、長寿命化計画の策定を予定しています。

4 今後の方針

定期的な点検を行い、予防保全型の計画的な補修、更新を実施し、利用者等の安全を確保するとともに、施設の長寿命化を図ります。

30 その他の施設

1 施設グループの概要及び配置状況

本計画は公共施設等全体を対象としており、主なインフラ施設以外の様々な施設についても、基本方針に従い適切に管理等を行っていく必要があります。

これらの、その他の施設に分類されるものには、下記のような施設があります。

施設種別（一部抜粋）	数量	単位
道路附属物（道路照明）	1,950	基
（防護柵）	197,698	m
（道路反射鏡）	3,406	基
（排水ポンプ）	9	箇所
調整池	106	箇所
超高速ブロードバンド施設（光ケーブル幹線及び支線）	1,699	k m

2 施設の役割

道路法面は、斜面に隣接した道路において安全かつ快適な道路空間を確保するために、適切な切土及び法面保護工による法面の安定の確保及び自然斜面災害を防止することを目的とする施設です。

道路照明は、夜間において、あるいはトンネル等の明るさが急変する場所において、道路状況、交通状況を的確に把握するための視環境を確保し、道路交通の安全、円滑化を図ることを目的とする施設です。

防護柵は、制御を失った車両が路外に逸脱することを防ぐための施設です。

道路反射鏡は、視距あるいは交差点における見通し距離が不足している場所を通行する車両を、安全かつ円滑に走行させることを目的とする施設です。

排水ポンプは、地下道のボックス等で雨水が自然排水できなくなった場合に、河川又は水路に強制的に排水して浸水を防止することを目的とする施設です。

調整池は、集中豪雨などの局地的な出水により、河川の流下能力を超過する可能性のある洪水を河川に入る前に一時的に溜めて徐々に放流させ、局地的な氾濫を抑える機能を有する施設です。

超高速ブロードバンド施設は、民間通信事業者による超高速インターネット接続サービスが提供されず、今後も事業者によるサービス提供が見込めない地域に対し、超高速ブロードバンドサービス（インターネット、CATV）を提供することにより、地域間情報格差の是正を図ることを目的とする施設です。

3 現 状

日常生活を支え、利便性の向上に資するこれらのインフラ施設の中には、経年劣化が進行し、大規模修繕や更新の検討が必要な施設もあります。

4 今後の方針

他のインフラ施設と同様に、優先して保全すべき施設を中心に、定期的な点検及び診断を実施し、予防保全型の維持管理手法の導入により施設の長寿命化を図ります。

また、計画的な修繕及び更新により施設の機能の維持を図るとともに、利用者の安全を確保し、コストの縮減と平準化に努めます。

今後の利用需要を見据え、必要性が認められない施設は、集約や廃止、撤去等を行います。